

平成23年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成23年2月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石井孝昭
5番 桜田秀雄
6番 林修三
7番 山口孝弘
8番 小高良則
9番 湯浅祐徳
10番 川上雄次
11番 新宅雅子
12番 横田義和
13番 鯨井眞佐子
14番 加藤弘
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 中田眞司
22番 古川宏史

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司		
副市	長	高橋一夫		
教	育	長 川島澄男		
総	務	部 長 浅羽芳明		
市	民	部 長 森田隆之		
経	済	環	境	部 長 並木敏
建	設	部 長 糸久博之		
会	計	管	理	者 江澤弘次

教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成23年2月24日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

最初に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

おはようございます。公明党の新宅雅子でございます。私は、道路問題、そして図書館について、2項目にわたりご質問させていただきます。

質問事項1. 道路問題。要旨（1）バイパスについて伺います。

市民の長年の夢だったバイパスが、一部開通、4月に供用開始されると聞いております。きれいな道路、広い道路は、街づくりの希望の象徴であります。まだ、車の走っていない立派な道路を見るたびに、無事故を願わずにはられません。

そこで、ご質問いたします。

4月にバイパスの一部が供用開始されたら、国道409号の渋滞は緩和されるのか伺います。

次に、要旨（2）中央グラウンドと踏切の間の道路改修についてご質問いたします。

市役所の方向から左折して、踏切を渡る車、そして直進車。その逆で、市役所方向へ向かう直進車、踏切を渡る右折車、さらに自転車・バイク・歩行者は、車の前後を大急ぎで横切り、横断歩道はなし。ルールがあるような、ないような。事故が起こらない方が不思議です。

右左折の路線の確保が必要と考えます。そのため、グラウンドのセットバックが可能かどうか、ご質問いたします。

要旨（2）の①歩道・横断歩道の整備。

②右左折路線確保のため、グラウンドのセットバックが必要と考えますが、いかがか、お伺いいたします。

次に、質問事項2. 図書館についてご質問いたします。

去年は、国民読書年でした。活字離れ、本離れが進んでいる中、語彙力、読解力、理解力を高めるため、学校・国でも図書館を通し、読書の普及に積極的に力を入れてきてきたことと思います。

図書館は、市の知的財産であり、何よりも市民全体の財産であります。図書館の利点はたくさんありますが、中でも資料があり、静かに調べものができること。家の中で本の置き場に困っているにも関わらず、電子書籍に抵抗のある私のようなアナログ人間には、本の貸し出しはありがたいことです。

私は、平日の昼間に図書館を利用することは可能ですが、仕事帰りでも立ち寄れる図書館。多くの市民が利用しやすい図書館が必要と考えます。

そこで、ご質問いたします。

要旨 1. 視聴覚ホールの利用状況はいかがか。

要旨 2. 八街市の児童・生徒の学力向上のために、学習室の常時設置を望むがいかがか。

要旨 3. 図書館充実のために、図書費の増額を望むがいかがか。

要旨 4. 八街市のアフターファイブの活性化のために、常時の時間延長を望むがいかがか
お伺いいたします。

以上で、登壇しての私の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問 1、公明党、新宅雅子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 1. 道路問題について答弁いたします。

(1) ですが、国道 409 号が朝夕を中心に渋滞する原因は、八街十字路において、ともに交通量の多い主要地方道千葉八街横芝線が交差しているためであります。

また、その付近に 2カ所の踏切があることも渋滞を助長させる要因の 1つでもあると考えております。そのような中、本年 4 月にはバイパスの一部が供用開始となる予定であります。が、本市といたしましては、国道 409 号まで一気に開通させるということの基本に、県と協力して事業を進めてまいりましたが、道路事業部分の約 500メートル区間の中で、用地交渉が難航しているために、やむを得ず、今回は二区地先から大東区地先までの約 1千500メートル部分を先行して供用開始することとなったものであります。

今回の供用開始によって、一部分であります。市の中心である八街十字路を通らずに、また、踏切もない新たな道路ができるわけでございますので、少なからず、その効果はあると期待をしております。

国道 409 号の渋滞緩和のために、今後とも県と協力しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に (2) ですが、①、②は、関連がございますので、一括して答弁いたします。

当該箇所につきましては、市道 102 号線、110 号線、224 号線との交差点となっております。人や車などの通行量が多く、既存の道路用地内での交差点形状や右折車線の設置などにつきまして、関係機関との協議の上、道路改良を行ったものであります。

また、踏切内部につきましても、JRによって一部の整備が行われたものでございます。

警察などの関係機関からは、現在の踏切や交差点の形状につきまして、再検討を行う場合には、人や車などの安全で円滑な通行を確保する観点から、現在の踏切の閉鎖、あるいは市道交差点の位置の変更などを検討する必要があると指摘されておりますので、ご指摘の歩道・横断歩道の整備は、現在の道路用地内では、困難と考えております。

中央グラウンドの用地を利用し、道路改良を行うとなると、グラウンド自体の機能が損なわれるおそれがありますので、慎重に臨んでまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項 2. 図書館について答弁いたします。

(1) ですが、平成 21 年度につきましては、利用件数 70 件、利用者数は 1 千 3 3 6 名でありました。内訳につきましては、図書館事業の映画会や講座などの利用で 43 件、利用者数は 6 8 3 名、そのほかに、図書館関係団体や施設見学などの利用で 27 件、利用者数は 6 5 3 名でありました。

平成 22 年度 1 月末現在につきましては、利用件数 66 件、利用者数は 9 6 7 名でありました。内訳につきましては、図書館事業の利用で 41 件、利用者数は 5 4 1 名、そのほかに図書館関係団体や施設見学などの利用で 25 件、利用者数は 4 2 6 名でありました。

次に (2) ですが、図書館の 1 階開架フロアには、子どもからお年寄りまでの閲覧席といたしまして 107 席。また、幼児と保護者などが利用いたしますおはなしコーナーを設置しております。

2 階には、図書館事業や図書館活動を推進するための集会室及び視聴覚ホールを設置いたしまして、あらゆる世代の方々にご利用いただいております。

このような施設の状況において、新たな部屋を確保して学習室を常時設置することは困難であります。児童・生徒の利用が多くなります夏休み時期には、2 階の集会室を図書館事業に支障のない範囲で、臨時閲覧席として開放いたしまして、ご利用いただいております。

また、夏休み期間以外におきましても、必要に応じて、随時、臨時閲覧席として開放しております。

今後とも、施設の有効活用を図り、児童・生徒が静かな環境の中で、気持ちよく利用いただける図書館づくりに努めてまいります。

次に (3) ですが、平成 21 年度の図書費の決算額は 1 千 5 1 5 万 7 3 3 円で、人口 1 人当たり 2 0 3 円となります。

また、県内の公立図書館を設置しております 38 団体の図書費の人口 1 人あたりの平均額は 1 9 8 円となります。

図書費につきましては、市民の方々の多様な資料要求に応えるため、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽などに資する資料を幅広く収集する必要がありますので、今後も図書費の確保に努めてまいります。

次に (4) ですが、開館時間の延長につきましては、平成 21 年度から開館時間延長日を拡大いたしまして、毎週水曜日と金曜日の週 2 日、2 時間延長いたしまして、午後 7 時まで開館しております。

その時間延長時における 1 日平均利用数につきましては、平成 21 年度は 38.8 人、平成 22 年度 1 月末現在では 43.6 人となっております。

開館時間延長時の職員体制につきましては、貸出・予約サービスや利用者の調査・研究の支援など、開館時間内と同様のサービスを提供するため、司書を配置した職員の班編成による時差出勤と臨時職員により対応しております。

現在、図書館では、開館時間延長日以外の火曜日は、前日の休館日に返却・予約された多

くの本の処理や書架の整理など、木曜日は、移動図書館による巡回事業など、そして土曜日、日曜日は、職員を2班に分けた出勤体制により、おはなし会や映画会など、さまざまな事業を行っております。

開館時間の延長日につきましては、このような、さまざまな面を考慮いたしまして、職員体制に支障のない水曜日と金曜日としておりますので、常時の時間延長は困難と考えております。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。若干、再質問をさせていただきます。

まず、バイパスのことからお伺いいたします。昨日も湯淺議員がバイパスのご質問をされましたので、ダブらないようにいたします。

まず、第一に今回できるバイパスは、国道とは接してはおりません。国道409号を通る車が、いかにしてバイパスの方に抜けるかということですが、東金の方から通ってくる車両は、多分バイパスに出るには、千葉川上入り口というところ、安藤印刷とコインランドリーのところを右折するものと考えます。そうすると、そこから、日向入り口から成東の方に入る道路ですけれども、そこに出るところと、あとは入る安藤印刷のところ、大変混雑をするのではないかと思います。それは、東金の方から来る場合は右折になるからです。あそこは、右折車線はありませんし、それから時差式でもありません。今後、いろんな推移を見ながら決定をされていくものとは考えますが、千葉川上入り口の交差点の右折車線を作る。それから、時差式の信号にするというようなお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

早急な対策といたしましては、信号機がございますので、時差式とか、そういう点については、早急に対応はできるかと思いますが、右折車線設置につきましては、影響も相当長く、影響延長がかかりますので、早急には難しいかと考えております。

○新宅雅子君

例えば、国道409号から富里に向かう、朝日に入る223号線のコインランドリーのところですが、そこを右折するのに右折車線はありません。しかし、時差式の信号になっております。ですから、何もないよりは右折車線がなくても、時差式であるということで、多少の緩和があると思っております。なかなか右折するのは大変ですが、それと同じような状況に安藤印刷のところもなるのではないかと、もっと多くなるのではないかと、そういうふうな交通量を考えておりますので、実際道路とそれから信号の改良は、早急にできるだけ早くお願いをしたいと、そういうふうな考えます。よろしくお伺いいたします。

それから、成東酒々井線に出たところの交差点といいますか、あそこは丁字路になるんですが、その改良。例えば、隅切りとか、右左折、見にくいですね、あそこは斜めに通っていますね、道路が。ですから、その辺の隅切り、それから、できれば信号をとと思いますが、信号は多分バイパスに入るところにできるはずですから、その辺の隅切りのこともお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

地元の方、地権者等とご協力が得られれば、そういう方向で検討してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

どうぞよろしくお願ひいたします。積極的に事故の起こらないうちに、よろしくお願ひいたします。

あと、1.5キロメートル、供用開始ということですが、その先の約500メートル、国道409号までの500メートルが、昨日も湯浅議員からご質問がありましたけれども、あと何軒かの用地買収ができれば、即着工に入れるのではないかというお話がありました。その先も、一応、409号からさらに先の方ですが、その辺も用地買収が済んだら、即着工に入れるという状況なのでしょうか、お伺ひいたします。

○建設部長（糸久博之君）

用地買収率につきましては、88パーセントでございますけれども、この先の道路につきましては、排水路系統が別でございますので、そういった調整池等の場所の選定と整備をしてからじゃないと、本格的な整備は難しい状況でございます。

○新宅雅子君

ありがとうございます。それでは、バイパスの質問は、これで終わります。

グラウンドの周囲の道路のご質問をいたします。大分前になります。10年ぐらい前になりますが、踏切を八街東小学校の子どもが渡るのに、横断歩道が欲しいというお話をいただきました。横断歩道のお話をご相談いたしましたところ、やはり中央グラウンドが丸く外に出ていますし、なかなか難しいというお話がありました。そのときは、中央グラウンドは市のものでなく、個人の所有のものでしたので、それをどうこうすることはできない状態でした。ところが、今は市の所有になっておりますので、そこの踏切のところを丸く、ぐるっと出ている部分、あそこを乱暴な言い方をしますと、削って、真っすぐにするのと通りやすくなるのではないかと思います。道路の部分はグラウンドというよりも、ちょっと高くなっています、別に観覧席でもありませんし、特にあそこを使って何をするというような場所ではありません。私は、中央グラウンドをよく野球だとかで、使っていきますけれども、道路に近い部分は特に使ってはいないと認識しております。ただ、そこに照明灯がありますので、照明灯の修繕をしていくというお話を伺っております。照明灯の整備とあわせて、グラウンドのセットバックもできないか。そして、あそこの右左折の路線をきっちりできないかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

○建設部長（糸久博之君）

交差点は、なるべく踏切から遠ざける必要がございます。グラウンドをかなり削らないといけない場所がございます。また、すりつけのために八街中学校の敷地にも影響が出てしまうというところがございます。市長答弁でもありましたように、慎重に臨んでまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、図書館についてご質問をいたします。

以前に、私は同じご質問をしたことがあります。学習室がないということで、学習室として余裕の1部屋を開放していただきたいというご要望をいたしましたところ、昨年の夏休みに子どもが勉強をする部屋として、会議室を開放していただいたことは、よく存じておりますし、評価もいたすところでございます。大変ありがたいことだとは思っております。

そして、中学生の中間試験、期末試験のときも、下の閲覧室に多くなってしまうと、上の会議室を開放するというのも聞いております。よくわかっております。ただ、必要があるということをお聞きしたい。だって、勉強するのは中学生と高校生だけじゃないんですから。大学生だって普段から勉強をしに行くんですし、大人だって、いろんな資料を調べたり、あとはいろんな試験を受ける人もいるかもしれないし、勉強したいと思っていくわけです。

ですから、夏休みだけとかじゃなくて、本当に必要だったら開けるんですから、開けていただきたい、私は。それができないというのは、私は自分でも、そうなんですけれども、できない理由なんていうのは、幾らでもあるんですね。本当に幾らでもあるんです。あれがあるからできない。これがあるからできない。私自身考えたって、実際、本当に理由は幾らでもあるんです。ただ、やろうとするかどうかの問題だと思うんです。ですから、その辺は考えていただきたいと思います。やはり夏休みとか、テスト期間中だけではなく、また、下の閲覧室に勉強する人があふれちゃうと、逆に閲覧室の方が困ると思うんですよ、私は。ですから、ぜひ、若者に学習の環境を提供していくということは、これは本当に大事なことだと思います。どうぞ、そういうふうにしていただきたいと、前向きに検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子君）

今、前向きな検討をというお話をいただきました。やはり2階にございまして、ドアが1枚だけです。開放いたしますときは、そのドアを開けまして、職員が時間を決めまして巡回をさせていただいているような状況です。確かに、夏休み期間中は大勢の方が見えますので、その中でも大勢になります。常時、開けていただきたいといいますと、1人や2人で入れまして、中から鍵も施錠できるような状況になっておりますので、そういうことを考えますと、私どもは管理上の問題が生じてまいります。ですから、前向きで考えてほしいと言われても、事業のない範囲では、下がどうしても混雑して、勉強するような状況でない場合につきましては、必ず議員さんがご承知のように開放させていただいております。職員も目配り、気配りは十分させていただいていると思いますので、常時ということ、私どもは検討課題となるとは思いますが、管理上の問題で、大変申し訳ありませんが、厳しい状況かなと考えておる状態でございます。

○新宅雅子君

提案なんです、鍵が中からかかるということですが、誰が中に入っているかということがわかればいい。だから、上で勉強するときは、必ず受付を通して何か番号札をもらおうとか、そうすると必ず誰かまた行く人がいるわけだから、鍵なんか閉められたら、それこそ困ってしまう。必ず、そうやって誰がいるんだということ。例えば名前を書いてもらってもいいですし、誰がいるんだということがわかれば、例えば受付でそういうふうにしていただきたい。

それから、もう一つは、管理の問題と思うんですけども、私はガラス張りのそういう学習室で勉強しているという図書館を見ました。だけど、この前、ちょっとお話ししましたが、あれはまるでパンダですよ。外から中で勉強しているというのが、外からみんな見えちゃうんですからね、通る人だって。あんなところで、勉強なんかできないと、私は思っています。勉強するというのは、少し閉鎖的な、丸つきり閉鎖状態ではいけないけれども、少し閉鎖的なところじゃないとできないですよ。あんなガラス張りの学習室なんかと思いますが、私は、市の図書館の2階の部屋が一番いいと思っています。あと、隣の視聴覚室ですが、先ほどご答弁いただきました。そんなに年中、あそこで何かをやっているという状況ではないと思いますので、何か会議があるときは、隣の視聴覚室を使ったり、また、中央公民館を使ったり、それから、後から鯨井議員が質問いたしますが、中央中学校の地域に開かれた部屋を使うとか、いろんなやり方があると思うんです。あそこの会議室でなければ会議ができないということでは、決してないし、管理だってやろうと思えばできると思います、私は。それは、工夫だし、事故を起こさないでやろうという姿勢が大事なんじゃないかと、私は思っています。

あと、図書費の充実はともかくといたしまして、4番目のアフターファイブの活性化のために、常時の時間の延長を望んでおりますが、最近、図書館でアンケートをとったという話を伺いました。アンケートは、全部もう集計されているのかどうかというのは、わかりませんが、できている範囲で結構でございますので、開館時間の満足度等を教えていただきたいと思っております。

○教育次長（越川みね子君）

図書館では、図書館利用者に満足していただいているかどうかの関係で、図書館利用者満足に関する調査ということで、2月1日からアンケートをとらせていただいております。その中で、途中経過ではございますが、2月16日現在で申し上げさせていただきます。

配付枚数につきましては700名。図書館に見えた方々に手渡しをして、ご説明させていただいた上で、アンケートにご協力いただいております。集計の中で165名上がっております。その中で、延長時間につきましては、「やや満足」「満足」という形の方々が109名で66.1パーセントになっております。「不満」「やや不満」ということで、11名いらっしゃいまして、6.7パーセントという状況で、やはり不満な方は11名ということで声をいただいております。

○新宅雅子君

よくわかりました。165名のうちの不満が11名というのは、決して多い人数ではないと思います。しかし、これは調査の手法に問題があると、私は思っております。どうしてかと言いますと、これは昼間来られる人に聞いているからです。夜しか来られない人には聞いていないんです、これは。この前、話は変わりますけれども、公共交通のバスの検討委員会がありました。そのときも、デマンドバスのアンケートがありまして、デマンドバスは必要ないという人が多かったんです。でも、それはデマンドバスを必要としない人に聞いているから、必要ないんです。ですから、これも夜行かなくてもいい人に聞いているから昼間だけでいいんです。これで満足なんです。要は学校帰り、高校生とか、中学生、また、仕事の帰りに図書館に寄りたい人、そういう人の意見は、ここには反映されていないわけですから、私は、そういう人のために午後5時からの開館時間の延長を望んでいるわけでございます。どうか、その利用者のアンケートだけではなく、十分に検討をしていただきたいと思います。ということで、先ほどもお話しいたしましたが、できない理由というのは、私も含めてですけども、幾らでもあります。やろうと決めないとなかなかいろんなことはできないんですね。私は、八街の図書館で職員さんが14名いるということは、正規の職員さんです。決して少ない人数ではないと思っています。大変申し訳ありませんけれども、決して少なくはない。大賢は市政にありという言葉があります。魅力ある図書館づくりが、はかりしれない可能性を持ち、街づくりや人づくりに貢献できると、私は思っております。どうぞ、魅力ある図書館、満足できる図書館を作っていただきますように、ご要望をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○建設部長（糸久博之君）

先ほどのご質問で、バイパスの工事なんですけれども、私、409号から大関の方の区間だという形で答弁したんですけれども、その区間の意味合いでよかったのでしょうか。それとも409号から成東酒々井線まで500メートル間の件でしょうか。私は、409号から先の件という形で答弁したのですが、それでよろしいですか。

○新宅雅子君

はい。そうです。

○議長（古川宏史君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時47分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。3項目についてお伺いいたします。

質問事項1. 市民の健康についてお伺いいたします。

今、日本はうつ病など、心の病やDV、児童虐待、高齢者の孤独死、貧困、不安定な雇用など社会構造の変化に伴い、国民の生命や生活を脅かす深刻な問題が増え、これまでの制度では対応し切れない課題が浮き彫りになっております。

内閣府は、昨年4月27日、平成21年国民生活選好度調査を公表いたしました。この調査は幸福度をあらわす新たな指標の開発に向けた一步として、国民が実感している幸福感・満足感の現状を把握することを目的としています。その中で、幸福感を高めるため「政府が目指すべき目標は」との問いには、「公平で安心できる年金制度」と「安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現」が、1、2位を占めていました。

一方、「雇用や居住の安定確保」「いじめ、引きこもりなどがなくない社会環境」「自殺者の少ない社会の実現」等を求める声も多くありました。

この調査結果から、年金、子育て支援など、従来の制度拡大に対する期待の大きさとともに、それだけでは対処できない喫緊の課題であることを物語っております。

私ども公明党は、こうした国民の新たな不安に対応するため、年金、医療、介護、子育て支援など、これまでの社会保障・福祉の柱を、強化・再構築する一方、現在と将来の生活の安心の土台となる「新しい福祉」を提案しております。

厚労省によると急増する、うつ病有病者数は推計250万人にも上り、自殺との関係も懸念が出ております。

また、統合失調症や神経症などを含めると、国民の40人に1人、300万人から400万人の人が精神疾患で診療を受けており、一生のうちに5人に1人がこうした症状に陥ると言われております。

公明党は、平成20年4月、党内に「うつ病対策ワーキングチーム」を設置。総合的なうつ対策として、(1)早期発見・早期治療の推進。(2)受診率の向上。(3)精神療法の拡充。(4)安心して治療に専念できる社会づくり。(5)患者の社会復帰の促進の5つの柱からなる、20項目の「総合うつ対策」の提言を発表、同年7月、厚生労働大臣に提出いたしました。提言の中で、「認知行動療法」という精神療法強化を挙げていますが、平成22年度診療報酬改定で、有効なうつ治療として「認知行動療法」の評価が新設され、2010年4月から健康保険の適用になりました。「認知行動療法」は薬物療法に偏らず、カウンセリングも組み合わせた治療法で、患者の自己否定的な思考や解釈(認知の歪み)を患者自らに気付かせることで、その歪みを修正し、改善していく精神治療です。1970年代に米国で開発、既に欧米を中心に世界的に広く使用されています。

私どもは会派で「認知行動療法」を実践し、成果を上げている沖縄県の総合精神保健福祉センターに視察に行っていました。当センターでは、平成17年8月から「認知行動療法」の中核とした「うつ病デイケア」を開設し、慢性うつ病者の社会生活支援、復職就労支援に力を入れた取り組みを行っております。

平成21年10月現在、この1年間の「うつ病ダイケア」を終了された方の就労転帰は、56.5パーセントが就労し、62.9パーセントが就労できる状態にまで回復しております。特に、新たに就職した6人中4人は無職でありました。沖縄県の自殺者のうち無職者は60パーセントを超えており、中小零細企業が多い沖縄県において、うつ病の無職者に対する支援は重要な課題と考えられていたことから、意義のある成果となっております。

そこで、お伺いいたします。

要旨1. うつ病対策について。

①八街市におけるうつ病有病者の実態はいかがか。

②精神科等に通院している方たちの交流の場として、例えば「うつ病ダイケア」等、民間医療機関等と連携しての取り組みはいかがか。

③本市職員及び教育現場における、この数年間の長期的な欠席者の実態と対応はいかがか。

④新規事業の中に職員心理相談事業委託として、10万5千円計上されているが、この予算でどのようなメンタルヘルス対策を考えているのか、お伺いをいたします。

⑤教育現場における自殺予防教育については、どのような対応を考えているのか、お伺いをいたします。

質問事項2. 学校施設についてお伺いいたします。

要旨1. 八街中央中学校についてお伺いいたします。

平成18年に建設された八街中央中学校は、私ども公明党として、エコ・スクールとしての太陽光発電の設置。また、地下に貯留槽の設置、そして地域に開かれた学校へと、多目的教室の設置を要望して参りました。子どもさんが卒業してしまうと、学校に出入りする機会もなく、学校の様子をはかり知ることができません。地域に愛される学校、また、家庭・学校・地域で子どもを育てるという視点からも、地域に開かれた多目的教室の存在意義は大きいものと考えます。

先日、ボランティア団体が使用したいということで、空き状況を聞きにいらっしゃいましたが、納得できる対応ではなく、借りることを断念いたしました。主に使用しているのは、学校関係者ということで、使用に関して疑問を持ってまいりました。

そこで、お伺いいたします。

①地域に開かれた多目的教室の利用状況はいかがか。また、利用促進のための今後の取り組みはいかがか。

②ホームページに記載されていないが、いかなる理由なのか、答弁を求めます。

要旨2. 空き教室の状況についてお伺いいたします。

児童・生徒が年々減少している中、空いた教室を多目的教室等に活用していることも伺っておりますが、児童・生徒が多く、すべての教室を使っていたときと違い、ゆとりの教室ができていないのではないかと考えます。

そこで、①市内の学校の空き教室の現状はいかがか。

②空き教室を放課後子ども教室に使用してほしいと望むが、その取り組みはいかがか、お

伺いをいたします。

質問事項3. 公共交通対策について伺います。

少子高齢化の中、公共交通に望む声は大きく、小学校の登下校の安全のためのバス利用。また、買い物、病院への通院とふれあいバスを利用する方たちからは「バスが通っていてうれしい。ありがたい」との声をいただいております。しかし、ふれあいバス停までも行くのが大変な方たち、高齢のため運転ができなくなった方。また、「バスに乗って買い物に行っても、病院に行っても、帰りには1時間、2時間と待たなければバスが来ないため、外出のたびにタクシーを使うので、高額な負担になり大変です」と、市民の皆様から交通の不便さを訴える多くの声もいただいております。

デマンド交通は、私ども公明党が酒々井町をはじめ、各所に視察に行き、提案をしてまいりました。今後検討していくとのご答弁もいただいております。

そこで、今回、要旨1. ふれあいバス運行協議会が開催されておりましたが、その中でデマンド交通についてどのような意見があったのか伺います。

要旨2. また、新規事業として、公共交通検討協議会とは、どのようなもので、開始時期及びメンバー構成はどのように考えているのか伺います。

以上で登壇しての質問を終わります。明解なるご答弁をよろしく願います。

○市長（北村新司君）

個人質問2、公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. うつ対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、うつ病などの気分障がいについては、軽症から重症まで幅広く、誰にでも起こり得る疾患であると言われており、医療機関を受診していない人を含めると、その実態を把握することは非常に難しいところであります。

精神疾患のため通院治療を受ける必要がある場合、その医療費の公費助成として、自立支援医療の制度があり、八街市の受給者数は、平成22年3月末現在で664人となっております。この受給者のうち、約4割弱がうつ病などの気分障がいであると思われ、自立支援医療の受給者は、年々増加しているのが現状であります。

次に、②ですが、精神に障がいを持つ方々の交流や日中活動を通して、人と接することによって社会復帰や入院予防を目標に、精神科医療機関により、デイケアが行われております。

市内の南八街病院や近隣では、浅井病院のほか、印旛健康福祉センターでも、精神障がい者を対象に、料理、音楽、スポーツ、レクリエーションなどのデイケアを実施し、利用されております。

また、精神障がい者支援のため、市と委託契約を締結しております成田地域生活支援センターでは、さまざまな相談支援と地域交流などの日中活動支援を行っており、デイケア等に通えなくなった方などもサポートしております。

本市においては、精神に係る相談窓口として、「こころの健康相談」を実施し、本人や家族の心の悩みや不安について、専門スタッフが対応しているところであり、民間医療機関等

+

と連携して、デイケアに取り組む考えは現在ありませんが、相談支援の充実や連携により、専門機関を通じて、デイケアや日中活動の場などにつなげ支援してまいりたいと考えております。

次に（１）③ですが、近年、国、地方公共団体においても、メンタル疾患による長期療養者が増大しており、本市においても、ここ数年、メンタル不調による療養休暇・休職をする者が多くなってきています。

本市職員の１カ月以上の療養休暇取得状況ですが、平成２０年度では延べ人数２６人、うちメンタル疾患による者が１７人、平成２１年度では延べ人数２３人、うちメンタル疾患による者が１０人、平成２２年度では、本年１月末時点で延べ人数２４人、うちメンタル疾患による者が１４人となっております。

また、市内小中学校の教職員のメンタル疾患による休職者は、平成２０年度では３人、平成２１年度では４人、平成２２年度では２人となっております。メンタルヘルス対策は、公務能率向上を図る上からはもちろんのこと、組織の活性化や危機管理の上からも非常に重要であることから、本市においては、産業医の健康相談を実施するとともに、平成１９年度から管理職や一般職員を対象にメンタルヘルス研修を実施し、毎年度多くの職員が参加しております。

今後も、相談体制の充実を図るとともに、ストレスとは何かと正しく認識し、上手く自己管理する方法を学ぶことにより、メンタル不調の予防、不調者の早期発見・早期治療に努めてまいりたいと考えております。

次に（１）④ですが、職員のメンタルヘルス対策の重要性については、先ほど答弁したところでございますが、昨年度はメンタルヘルス研修とあわせて、臨床心理士による日常におけるメンタル不全への対応法などの個別相談を設けたところ、９人の職員から相談がございました。

このような結果を受けまして、今後も身近なメンタルヘルス相談の機会として、メンタルヘルス研修時の個別相談を継続していくとともに、平成２３年度から新たに職員心理相談事業としまして、年２回程度、臨床心理士による個別相談の機会を設け、職員のカウンセリング、休職中の職員及び、その家族へのカウンセリング並びに職場復帰者への面談等の実施を計画しております。

市の業務を遂行する上で、職員の健康保持は非常に重要であることから、心身の健康管理に十分配慮するとともに、今後も必要な対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．公共交通対策について答弁いたします。

（１）ですが、八街市ふれあいバス運行協議会につきましては、１月３１日に第５回目の協議会を開催し、委員の皆様には、提言書内容についての検討をいただき、提言書の取りまとめをもって、本協議会の会議は終了しました。

協議会の中で、デマンド交通について、どのような意見があったのかとのお質問ですが、今後、高齢者が増加していく中で、交通弱者対策や買い物難民の救済などの観点から、ド

ア・ツー・ドアによるデマンド交通は、本市には必要であるという意見も、一部の委員からは確かにございました。しかしながら、八街市ふれあいバス運行協議会は、ふれあいバス運行の維持及び利用促進に資するため設置したものであり、他の公共交通機関について議論する場ではございません。そのようなことから、委員の皆様にもご理解をいただき、提言の中の1つに「今後、ふれあいバスに限らず、路線バスや近年注目されつつあるデマンド交通など、他の公共交通を含め、市内公共交通機関のあり方について検討するため、新たな協議会等を設置すること」という意見を盛り込むことで、協議会の合意に至ったところでございます。

次に（２）ですが、八街市ふれあいバス運行協議会の提言書に記載されております「今後、ふれあいバスに限らず、路線バスや近年注目されつつあるデマンド交通など、他の公共交通を含め、市内公共交通機関のあり方について検討するため、新たな協議会等を設置すること」との提言を受けまして、新年度から早速、市内における公共交通機関のあり方について、検討するための機会や場を設けるため、名称についてはあくまでも仮称ではございますが、公共交通検討協議会の設置につきまして、新年度当初予算において、報償費を予算計上しているところでございます。

市では、厳しい財政状況にある中、市民の市内移動の利便性確保を図るため、ふれあいバスの運行を維持しております。

また、路線バス事業者からは、乗降客が減少し、赤字を抱えて、このままでは、路線バスの運行廃止について検討せざるを得ない状況にまできているとの話を伺っており、タクシー事業者についても、景気の低迷などから、タクシー利用者の減少により、非常に厳しい経営状態が続いていると伺っております。

市内公共交通を取り巻く状況は、非常に厳しいものがありますが、公共交通機関の利用促進を含めまして、昨今、議員の皆様や先のふれあいバス運行協議会の中でも話題となっておりますデマンド交通の可能性などにつきましても、検討・議論をいただきたいと考えております。

公共交通検討協議会の開始時期につきましては、新年度に入りまして、一般市民参加の準備に入り、可能な限り、早期に協議会を立ち上げたいと考えております。

また、メンバー構成等、詳細につきましては、これから検討に入りますが、あまり多くの人数ではなく、円滑に議論が進みやすい程度の委員数とし、各種団体の代表も少なくして、年齢構成や利害関係者等の偏りのないよう、広く一般市民の参画ができるようなメンバー構成・募集方法を検討したいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 市民の健康について答弁いたします。

（1）⑤ですが、全国的に子どもたちの命に関わる深刻な事件や事故が続いている中、学校現場では、次の3点を重視し、指導にあたっております。

1つ目は、児童・生徒に命の尊さと生きることの意義を改めて問い直させるとともに、自

分のよさに気付かせ、自尊感情を高めさせることです。これについては、道徳の時間はもとより、教科等特定の時間に限らず、教育活動全体を通じて行うとともに、千葉県教育委員会が推進する命を大切に作るキャンペーンへの取り組み等、さまざまな機会において繰り返し指導しております。

2つ目は、児童・生徒の心の理解を図り、人間的なふれあいに基づく生徒指導を充実させることです。これについては、日頃から児童生徒の理解と信頼関係づくりに努め、相談活動も随時行っております。相談ポストの設置や毎学期教育相談週間を設ける等、より相談しやすい環境を整えているところでございます。

3つ目は、開かれた学校づくりをさらに推進し、保護者及び地域や関係機関と連携した教育相談体制の充実を図ることです。これについては、ケースに応じて児童家庭課、児童相談所、警察等との連携に努めております。

また、民生委員会議や学区連絡協議会等において、情報の共有に努めております。

これらの教育活動を通して、児童生徒が豊かな人間性や社会性、人間関係能力を培っていくことが大切だと考え、今後も継続してまいります。

次に質問事項2. 学校施設について答弁いたします。

(1) ①、②については、関連がありますので、一括して答弁いたします。

開放スペースである八街中央中学校の地域・学校連携施設については、地域の持つ教育力を活かした学習活動等を実施するための場として、また、PTA活動など、地域コミュニティの拠点として設置したものであります。

平成22年度の利用状況につきましては、毎日の学校活動や会議などに使用されているほか、PTA会議や八街市内教職員を対象とした研修会など、約70件の利用がありましたが、一般市民の皆様の利用はございませんでした。

ホームページ登載につきましては、八街中央中学校の改築完了にあたり、八街市主要事業概要として、市のホームページに掲載されております。

その中でも「地域コミュニティの拠点」である学校施設として、会議室など地域の方の利用等についても掲載しているところです。しかし、検索しづらい点もありますので、市のホームページの中の教育委員会部分についての見直しも含め、掲載方法について改善してまいりたいと考えております。

地域・学校連携施設につきましては、教育委員会といたしましても、学校活動に支障のない範囲で有効に活用していただきたいと考えており、一層の周知に努めてまいります。

次に(2) ①ですが、平成22年1月末現在で、普通教室を本来の目的以外に活用している教室数は、小学校で43教室、中学校で11教室ございます。これは、近年の少子化の影響を受け、八街市内の小中学校においても、ようやく普通教室に余裕が生じてきた結果であります。一方で特別支援学級の増加、弾力的なクラス編成、少人数学習指導、ティーム・ティーチング指導、あるいは学校を支える地域活動ルームや会議室などの要望に対応したり、笹引小学校、二州小学校、沖分校及び八街第一幼稚園では、児童クラブとして有効に活用を

図っているところであります。

なお、今後も少子化は顕著な傾向であり、空き教室も生じることが予想されますので、学校の状況を勘案しつつ、学習環境の充実や地域の教育力向上の場としてなど、有効活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、放課後子ども教室事業につきましては、現在、中央公民館を会場に「キラットスマイル広場」という名称で、土曜日の午後を実施しております。

教育委員会では、この放課後子ども教室が、各小学校で実施できるよう「地域コーディネーター講座」を平成21年度から開催しており、この講座は、地域の人たちがボランティアとなり、地域で子どもを育てていくための基礎を学んでいただくことを目的に行っているものであります。

平成21年度は交進小学校区、平成22年度は二州小学校区で開催いたしました。交進小学校では、この講座を修了した方々が「交進未来塾」を設立し、講座に参加できなかった地域の人たちにも声をかけ、33名で学校支援を行っており、現在、プレハブの空き教室を利用して、算数教室などの放課後子ども教室を実施しています。

今後も、この地域コーディネーター講座を各小学校区で実施し、地域の人たちと学校が連携して、空き教室を活用した放課後子ども教室が実施できるよう支援してまいります。

○鯨井眞佐子君

ご答弁ありがとうございました。自席にて、少し質問をさせていただきたいと思っております。

うつ病対策についてでございますけれども、デイケア等は、市内においては南八街病院、また、市内ではないですけれども、印旛保健センターとか、成田のところとか、いろんなところで催しているというふうに伺いました。市内においては、南八街病院しか、精神疾患の病院はないと思っておりますけれども、ここでのデイケアの実態というのは、どういうふうなのでしょう。何人ぐらいの方が通っていらっしゃいますか。

○市民部長（森田隆之君）

南八街病院のデイケアの状況でございますけれども、ここでは、昼間だけ通って、同じ悩みを持つ人たちと一緒に、楽しみながら受ける通所サービスです。そして、内容といたしましては、定員は1日40名で、月曜日から土曜日、午前9時30分から午後3時30分までの利用となっております。社会復帰に向け、スーパーの買い物、料理教室、手工芸、絵画、書道、テニス、卓球などのスポーツ、将棋、トランプなどのゲーム、カラオケや農作業などさまざまなプログラムがあるということです。

そして、現在の登録者数ですが、33名で、利用につきましては多い日で20名強。平均ですと15名程度と、そのように伺っております。

○鯨井眞佐子君

平均15名の方が通っていらっしゃるということは、とてもいい状況ではないかなというふうに思います。本当に、うつの方というのは、自分の家に引きこもりになるということが、まず一番いけない状態であって、周りの皆さん方と色々な交流を持ちながら、自分に自信

を付けていくということが、私は有効なうつの対処法ではないかというふうに学習をしてまいりました。

それで、この平均15名のうち、何人ぐらいの方が対応をしてくださっているかということとはわかりませんか、病院で。

○市民部長（森田隆之君）

病院でのスタッフの対応数につきましては、把握してございません。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。なるべく多くの方が、本当にデイケアに通って、早く早期のうちに社会復帰ができることが、一番望ましいのかなというふうに、私も思っております。

実態としては、なかなか精神の面でありますので、ご本人が自分から申し出をしたくないとか、本当に実態をつかむということは、難しいことではなかろうかなというふうに思います。また、周りの私どもにしてもこういう引きこもりの方たちとか、そういう方に対しての対処、どう接していったらいいのかというようなことを、何かそういった学習をする機会があればいいのかなというふうに、私も勉強しながら、そういうふうに思いました。

それと、今、市の中で、こころの相談窓口というのを開設しているというふうに伺いましたけれども、この利用状況はいかがでしょう。

○市民部長（森田隆之君）

こころの健康相談の実績でございますが、これにつきましては、毎月1回、午後2時から4時までの予約制で、総合保健センター内で精神専門のスタッフが対応しております。

平成22年4月から23年1月までの実績につきましては、申込件数が23件、うち当日キャンセルが7件ありましたので、実相談件数は16件でありました。相談者につきましては、保護者から子どもに対しての相談が9件、夫婦間の相談が3件、本人からの相談が4件でありました。

相談内容につきましては、子どもの引きこもり、精神の病気、不登校などが9件、精神状態などが6件、DV関係が1件で、現状や不安を聞いてもらってそれだけで落ちついてかえるという方も多くありますが、相談内容によっては、精神科への受診を勧めたり、成田地域生活支援センターの利用や関係機関につなげて支援をしているところでございます。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。本当に相談は、毎月1回ということで、このくらいで足りているのでしょうか。もうちょっと申し込みというか、窓口を広くしたら、月に2回とか、そういうふうにしたら、もっと申込者が増えるような感じがしますでしょうか。その感覚でいいですけれども。

○市民部長（森田隆之君）

1回の予約は3名で行っております、現在のところ、1回に2、3名ということですので、現在は概ねこれで足りていると、充足されているのではないかというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

こころの健康相談窓口というのは、たしか、広報に書いてあったと思いますけれども、そういう福祉課とか、そういうところに相談に来られたときに、こういう相談窓口がありますよという周知を特にまたしていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

実際に相談に来られる方にももちろん、こういった心の健康相談のことについては周知をしておりますし、また、窓口は変わりますけれども、健康管理課の方でも随時、心身の健康に関する個別の相談というものは受けておまして、こちらの方でも、そういった紹介をしております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。なかなか精神の病気は難しいものでございますので、皆さんが元気で、本当に八街市内の皆さんが元気で、また、学校も不登校の子もたくさんおりますけれども、そういった子たちにも、本当にしっかりと応えてあげられるような体制が望まれるかなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと、10万5千円の計上をされて、メンタルヘルス対策を行っていくと。これは、研修が平成19年からやっているというふうに言っておりましたけれども、10万5千円の計上は、特にどういったものを具体的に考えているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、市長答弁でも申し上げましたとおり、新年度新たな事業として行うということで予定をしております。名称としては、職員心理相談事業ということでございまして、臨床心理士の資格を持った専門家、この方を派遣してもらうことによりまして、カウンセリング、あるいは面談を行うということで、その内容につきましては、全職員を対象としたカウンセリング。あるいは、休職中の職員、あるいは、その家族を対象として訪問して、カウンセリングをするというようなもの。それから、その関係者の上司、それから同僚との面談。それから、休職から復職をして間もない職員へのサポート。こういったことなどを行ってもらうということでございます。

この相談につきましては、1回当たり1コマというような言い方をするようなんですけれども、50分程度。この1コマで大体1人の相談時間ということになろうかと思ひますけれども、1日1回について4コマ、ですから4名程度、相談ができるのかなというふうに思ひますけれども、4コマ、その相談を2回行うということで予定をしております。

○鯨井眞佐子君

そうすると、これは何回くらいできるんでしょうね。臨床心理士の報酬がどのくらいなのかというのはわからないんですけれども、10万5千円というと、そんなにたくさんはできないのかなというふうに思ひますけれども、どのくらい。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいまもご紹介して、私の言い方が足らなかったのかもしれませんが、1コマ、これは概ね1人当たり1コマというような考え方、これは50分程度というような時間の設定のようでございます。1回当たり4コマ、1日4コマということになります。そうしますと、1人1コマの利用ですと4人程度ということになろうかと思えます。その4コマの相談を年に2回ということで、そういうことになると、最高で8名程度ということになろうかと思えます。

○鯨井眞佐子君

これは、新規事業として計上されておりましたので、一歩進んだ形なのかなというふうに思いますが、年2回では少ないように思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

新規事業ということで、その推移は見させていただくということもございまして、また、メンタルヘルス研修については、引き続き実施をしていくというような予定はしております。このメンタルヘルス研修の中では、やはり臨床心理士による相談ということも行われておりますので、そのようなことも含め、また、産業医による健康相談、これも年に2回行われております。この産業医による健康相談についても、大半がメンタル面の相談であるということでございまして、ある程度、そういうことでカバーはできるのかなというふうには思っております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございました。

それと、あと教育現場における、今、教育長からもご答弁いただきました。確かに小学生とか、いろんな形で、いじめだとかいろんなことがあって、本当に先生方に相談に行くという機会が多いんですけども、その先生方の対応のいかんによっては、とても傷つく子どもがいるんだということも、私もこの数年間の中でいろいろ見させていただいたんですね。ですので、また、先生方に対する、子どもの接し方というのも、私はもう一回、いろいろ先生方にもよくよくお願いをしていただきたいなというふうに思うところであります。どうぞよろしく願いいたします。

それと、あと学校施設についてお伺いしたいんですけども、この中央中学校の開かれた教室というのを、私も本当に利用したいなというふうに思っているんですけども、まだ、一般市民の利用がなしということでございまして。たしか、和室も2部屋あったと思うんですけども、もうちょっとわかりやすい広報の仕方があれば。また、私も聞きに行かせていただいたんですけども、あまり対応が…、中央中学校に申し込みに行くというふうに聞きましたので、中央中学校に行かせていただいて、空いている状況はどうですかと聞かせていただきましたけれども、なかなか速効なお答えがなくて、私も残念だなというふうに思っています。そういったことを踏まえて、今後もうちょっと広く空き状況とか、利用をもうちょっと促進できるような何か形ができればいいかなというふうに思うんですけど

も、これはやはり、中央中学校に行かなければ借りられないのかどうか、もう一度、聞きたいと思います。

○教育次長（越川みね子君）

一応、中央中学校の方で管理していただいておりますので、やはり学校長の許可が必要となりますので、そちらに申し込みをしていただくような要項となっております。

○鯨井眞佐子君

中央中学校に行ってお借りするのはいいんですけれども、その窓口に行ったときに、もうちょっと皆さん方がわかる体制ができないと、申し込みに行っても門前払いみたいな形で終わってしまうケースが多いのかなというふうに、私は実感をしましたので、そういう点も対応の仕方とか、空き情報がすぐわかるような状況とか、そういったことも、ぜひ、こちらの方からお願いをしていただければというふうに思います。

それと、あと時間的なものなんですけれども、時間も日中に限らず、たしか夜間も貸していただけるというふうに聞いておりましたけれども、それもいかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子君）

時間的なものにつきましては、学校の休業日につきましては、午前9時から午後5時まで。学校の休業日以外の日、普段授業を行っている日なんですけど、その日は午後6時から午後9時30分までお貸しできるような状況になっておりますので、ぜひ、お使いいただきたいと思います。

ただし、大変申し訳ないのですが、利用団体につきまして、地域・学校連携施設の利用許可ということで、八街中央中学校のPTAの方々、中学校区の地域の住民の方々、あとそのほかに、特に校長が認めた場合ということになっておりますので、ボランティアさんとか、そういう方々は大丈夫だと思いますので、ぜひ、ご利用いただけたらと思っております。

申請のときに議員さんからお電話を受けたのは、私だったと思います。その後、すぐに中央中学校の方に対応していただきました先生と直接お話しさせていただきました。たまたま、その先生は移ってきて期間が短いという方で、詳しいことがよくわかっておりませんでした。大変対応が申し訳なかったということで、その後、夜もお貸しできるんですよということと、あとセキュリティの問題がというお話が出たんですが、それはシャッターで仕切りができます。そういう形も全部お話しさせていただいてございますので、ぜひ、ご利用いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○鯨井眞佐子君

私も確かに開校したときに、視察に行かせていただいたんですけれども、そのようになっていたなというふうに思ったんですけれども、お話が何だかよく通らなくて、本当に残念だなというような思いで帰ってきたんですけれども、そういったことも含めて、借りにいったときには、すぐわかるように。また、対応の仕方によってはやはり市民の皆様方も本当に嫌な思いをして帰らないような体制をとっていただきたいなというふうに思いますので、その点、よろしく願いいたします。

それと、あと空き教室の利用なんですけれども、これも、今、交進小学校、二州小学校で放課後子ども教室が始まっているというふうに伺いました。これ、全市的な、全校的にやはり算数でも何でも、学力向上のためでもいいと思いますので、何かの形で始めていただけたらうれしいなというふうに思います。

それと、今、私も地域の方からいろんなご質問をいただんですけども、沖分校においては、空き教室とか、そういうのはございますか。何人ぐらいの生徒数がいるのでしょうか。

○教育次長（越川みね子君）

沖分校につきましては、空き教室はございません。児童クラブで1部屋お使いになってますので、それだけでございます。

○鯨井眞佐子君

沖分校としては、1校独立しております。だけど教室は空いていないということですか。そんなに生徒数がいるのでしょうか。

○教育次長（越川みね子君）

一応、4年生まで沖分校は生徒さんがおりますので、1クラスずつ4部屋ということになっておりますので、空いている部屋はございません。

○鯨井眞佐子君

そうすると、4教室しかないということなんですか。

○教育次長（越川みね子君）

そのとおりでございます。

○鯨井眞佐子君

今、放課後子ども教室を聞いているので、私がこういう、また、別なことを言うということもあれなんですけれども、地域の方とか、向こうの南部の方の方からのご意見もありまして、4教室しかなくて、1校独立しての運営というのはいかがなものかというような意見もいただいております。今後はやはりそういったことも踏まえて、沖分校のあり方というものも、ご検討いただけたらありがたいのかなというふうに思っておりますので、その点はどうぞよろしく願いいたします。これは要望だけで。

あと、公共交通について伺いたいと思います。ふれあいバス運行協議会の中では、ふれあいバス運行に関しての協議なので、デマンド交通のそういった場ではないということでありました。何か、その中で幾らか話が出たということも、私も聞いておりますけれども、今度、公共交通検討協議会というものを立ち上げて、今度どうあるべきなのかというふうに検討していくというふうに聞きましたけれども、年齢構成とか、いろんなことを公平に選んでいくというふうに聞きました。この路線バスにおいては、廃止も検討しなければいけないというふうに、路線バスの方からも言われているというふうに聞いているんですけども、なかなか難しいなというふうに思うんですね。ふれあいバスに至ってもそうなんですけれども、要するに電車との接続が上手く時間帯でいかないと、そういうことで、やはり利用を控えてしまう。ほかのことを考えていくという人が増えておりますので、そういった点では、どっ

ちが先か、ニワトリが先か卵が先かじゃないですけども、どちらがあれなのかというのは、わからないんですけども、今後、公共交通、デマンド交通等を含めた運行協議会、検討協議会というのをさらに充実していただいて、いろんな意見をいただきながら、八街にとっては、どの交通手段が一番いいのかということをしつかりと検討していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。昨日来の報道等によりますと、海外におけるニュージーランドの地震で、緊急救助隊が編成され、出発されたということも伺っております。

また、その報道の中には、けがをされている方もいらっしゃるという報道もございました。また、そういう方たちが早期に回復されること。また、発見をされていない方々の救助が早い時期に行われ、無事、皆さんが救助されることを心からお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の議会活動も12年目となり、この間の一般質問の回数は43回を数えるまでとなりましたが、自分たちの議員活動による行動により、市民の皆さんの日々の生活の改善のために、また、職員の皆さんの働きやすい職場の改善と改良に、どれだけ貢献できたか自分なりに毎日思い返しております。

今後も市民生活向上のため、精いっぱい、まい進してまいりますので、市長はじめ各担当の皆さんには、今まで以上、ご協力をお願いして質問に入らせていただきます。

質問の第1は、人事についてお伺ひいたします。

職員の方々にとっては、1年の中で一番気持ちの落ちつかない時期ではないかと考えますが、一面的には人事異動は必要なことと考えていかなければならないと思います。さわやかな気持ちで、市民への奉仕のため、努力を惜しまず、毎日汗を流し、仕事に打ち込むことは大変すばらしい姿ではないでしょうか。

一部門での勤務年数の根拠はどこにあり、何が適正と判断されているのか。周りからは年数によっていろいろな形で判断されることもあります。

また、職場によっては体調不良等により、長期休暇を取り、日常の仕事に支障を来しているままの部署もあるやと伺います。補充された職員も、何年たとうが臨時職員のままであると伺います。仕事の内容、勤務時間も変わらないのに、長期間このままでよいのでしょうか。

ここで、長期休暇者の扱いについては、いろいろな視点からも再度見直しをし、誰もが理解できるようにしていく必要もあると考えます。

そこで、質問要旨の第1は、一部門における適正勤務年限についてお伺ひいたします。

質問要旨の第2は、長期休暇者の扱いと補充についてお伺いいたします。

質問の第2は、子ども手当についてお伺いいたします。

現在の政権にかわったことにより、児童手当から子ども手当へと名称が変更され、今国会においてもいろいろな論議がされており、千葉県においては知事の見解とは別に、県内市長会の見解もあるやと伺います。ここへきて、子ども手当の取り扱いもいろいろと論議されているようであり、受け取る側の国民は不安いっぱい気持ちで見守っております。

そこで、質問要旨の第1は、県市長会の見解についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、当市における取り扱いについてお伺いいたします。

質問の第3は、国際交流関係事業についてお伺いいたします。

中国、潍坊市との交流は文化交流だけで始まり、早10年を迎えるところまで来たようで、この間の担当者のご苦勞は大変であったのではなかったかと想像させられます。

交流事業の今後は、行政が主役から脇役にかわり、民間の方々に前面に出ていただき、交流内容の中身を充実させ、永続的に継続していくことが問われてくるのではないのでしょうか。

そこで、質問要旨の第1は、今までの成果と今後の計画についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、訪日時のレセプションの内容と参加者についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、訪中時の経費と参加人員の経緯、過去五年間についてお伺いいたします。

質問の第4は、市内医療機関との連携についてお伺いいたします。

市内には、いろいろな種類の医院・病院が数多くありますが、先生方によっては、市内に生活の拠点を置かない先生方が多くいらっしゃいます。実際、病気になってみると、かかりつけ医でありながら、夜間や祭日・休日・年末・年始には、多くの医院や病院の方々に対応をしていただけないのが現実です。

市長は、選挙中、東金市にできる予定の公立病院の話もされていたようですが、市民生活の利便性を考え、この病院への出資金等の話を含め、どのように考えていかれるのでしょうか。

そこで、質問要旨の第1は、休日医療についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、時間外救急医療についてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。市民が理解できるよう、明解な答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問3、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 人事について答弁いたします。

(1) ですが、人事異動により、多くの職務を経験することは、組織や仕事の全体像を把握し、より幅広い視点から仕事の意味を理解し、課題や状況変化の対応力を養う上で有効であると考えます。

また、職員が新しい仕事につくことによって刺激され、能力の向上が図られ、さらに職員

の士気の高揚を促すうえでも、専門職を除く一般職員は、概ね3年から5年を目安として、これを目途に異動を行っております。

市役所の組織を活性化させるとともに、職員を適材適所に配置し、公務能率を高め、市民サービスの向上を図るためには、個々の職員の持つ能力を最大限に発揮させることが必要であり、定期的な人事異動は効果的なものと考えております。

次に（２）ですが、市組織の各部門における人員配置等につきましては、毎年継続して人事担当部門と各部等において協議を実施し、その必要性等を検証しているところでございます。その中で、各部等の現状や今後の業務予定等を聴取し、その内容を踏まえ、市民の皆様に対して、行政サービスが十分提供できるよう、職員配置等を決定しているところでございますが、長期の休暇の取得や育児休業等により、一時的に職員に不足が生じる場合がございます。このような場合は、基本的には他の職員に業務を割り振ることにより対応しておりますが、業務に支障を来す状況が見込まれる場合は、その補完措置として、臨時職員を雇用し、行政サービスの低下を招くことがないようにしているところでございます。

次に、質問事項２．子ども手当について答弁いたします。

（１）ですが、子ども手当の支給に関する市長会の対応といたしましては、当初より地方6団体を通じ、子ども手当の制度設計にあたっては、地方と協議を十分行うとともに事務費を含め、全額国庫負担とするよう求めてまいりました。しかしながら、地方の意見が無視され、協議がないばかりか、情報提供もされないまま、一方的に方針が決定されたものであります。

去る1月25日の市長会定例会議においても、千葉市並びに浦安市から国に対し、市長会として、要望書の提出が議題として提案され、協議の結果、36市長、全員賛成のもと、国に対し、全額国費をもって行うよう、要望書を提出したところでありますが、今後も機会あるごとに国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、（２）ですが、代表質問、川上雄次議員に答弁したとおり、子ども手当につきましては、全額国費で負担すべきと考えており、市長会などを通じて、全額国費で負担するよう要望しているところであります。しかしながら、子ども手当は、国からの法定受託事務であることに加え、平成23年度においても、児童手当方の規定に基づく地方負担は継続する考えが国から示されたことから、子ども手当を受給される市民の皆様を支障を来すことのないよう、平成23年度当初予算の編成にあたっては、国から示されているとおり、子ども手当の支給額につきましては、3歳未満の児童1人当たり月額2万円を、3歳以上の児童1人当たり月額1万3千円を計上するとともに、歳入面につきましては現行制度のとおり、地方負担を見込んだ予算を計上いたしました。

なお、子ども手当につきましては、今後も国の動向を注視するとともに、全額国費で負担するよう引き続き市長会などを通じて要望してまいりたいと存じます。

次に、質問事項３．国際交流関係事業について答弁いたします。

（１）ですが、本市は、中国山東省濰坊市と平成13年4月19日に文化交流を目的とし

た友好協力関係を築くための覚書を締結し、友好関係都市となっております。

今日までの、主な濰坊市との交流内容を申し上げますと、毎年、「八街日中友好協会」と市が協力して実施する、本市からの訪中団の派遣。また、不定期ではありますが、濰坊市から市人民政府関係者を主体とする訪日団受け入れといった相互交流がございます。

平成14年5月には、市制10周年を記念して実施した市民音楽祭や市内4中学校で開催したスクールコンサートに、濰坊芸術学校の生徒や先生を招いて、中国古典音楽の演奏が行われたり、その年の8月には、中国の北京で行われた国の日中友好協会と日本卓球協会が主催する日中友好交流都市中学生卓球交歓大会に八街北中学校の生徒2人が、濰坊市体育学校の学生2人とペアを組んで出場しております。

また、平成18年度には、覚書締結5周年を記念して濰坊市を訪問し、桜の苗木の贈呈と八街市、濰坊市双方の関係者が出席して、記念植樹を実施しております。

平成20年度に、濰坊市内各所が豪雨水害に見舞われたときには、市からの見舞金20万円と市民や議員の皆様などから、募金約48万円を濰坊市に送り、災害復旧に役立てていただきました。

現在、我が国と中国の間では、さまざまな問題が生じているところですが、これまでの交流を通じて、本市と濰坊市との友好関係は、より深くなっているものと考えており、今後濰坊市との交流を進めていく中で、市民レベルでの交流に、より力を注いでいくことが必要であり、この10年を機に、新たな交流のあり方について検討してまいりたいと考えております。

なお、平成23年度には、覚書締結10周年を迎えますが、現在の日中関係等も意識して大々的な行事等は考えておりません。友好交流の柱である文化交流の一環として、本市の子ども会書き初め展の優秀作品と濰坊市の子どもの作品を、濰坊市、本市において、交互に展示し、広く両市民に観覧いただく書道交流展のほか、濰坊市長と私が相互訪問を行うことなどを予定しているところでございます。

次に(2)(3)につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

濰坊市の訪日時のレセプションの内容と参加者でございますが、今年度につきましては、現時点で訪日の情報がないことから、今年度の訪日は、ないものと考えております。

平成21年度は、5人からなる都市整備・環境衛生関係の視察団の訪日がありましたが、本市においては1日の滞在であったことから、歓迎昼食会のみを行っております。

直近でのレセプションの実施は、平成20年5月における4人からなる教育視察団の訪日時でございまして、本市において2日間の日程で視察され、宿泊先である成田市内のホテルを会場として、歓迎レセプションを行っております。

参加者につきましては、濰坊市教育視察団の4人、八街市からは、市長、議長、教育長など6人、視察先の福祉施設関係者が1人、八街日中友好協会会員が6人、平成20年度訪中団員が2人の合計19人の参加となっております。

また、訪中時の経費と参加人員の経緯につきましては、過去5年間とのことでござい

ますので、平成18年度につきましては、訪中経費は101万3千円でございます、この中には、覚書締結5周年記念の桜苗木代50万円が含まれております。

また、訪中団の参加人数は、市側4人を含む11人でございます。

次に、平成19年度につきましては、訪中経費は35万2千円、参加人員は市側5人を含む12人でございます。

平成20年度につきましては、訪中経費は55万9千円、参加人員は市側4人を含む15人でございます。

平成21年度につきましては、訪中経費は46万6千円、参加人員は、市側4人を含む9人でございます。

今年度、平成22年度につきましては、訪中経費は57万円、参加人員は、市側4人を含む10人でございます。

なお、訪中経費の内訳は、旅費のほか、現地への手土産代等の経費となっております。

次に、質問事項4. 市内医療機関との連携について答弁いたします。

(1) (2) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街市内で休日診療を行っている医療機関は、休日不定期に開業している医療機関と一部の歯科医を除きございません。

なお、本市の休日医療の対応としては、印旛管内の小児救急医療を目的とし、佐倉市内に開設されています小児初期急病診療所や成田市急病診療所の初期救急医療の運営に八街市も参加し、市民がいつでも医療を受けられる体制を整えています。

さらに、成田赤十字病院をはじめとする4つの医療機関が24時間体制で救急患者を受け入れる体制をとっており、本年度、本市からは93名の方が受診されております。

また、時間外救急医療につきましては、初期救急医療機関をはじめ、印旛郡市において「二次救急医療機関運営事業」により、救急医療体制の整備が図られています。

この事業は、地域住民の生命と健康を守ることを目的に実施しているもので、初期救急医療施設等からの転送や入院医療を必要とする重症患者の医療を確保するために設置されているものです。

印旛管内の12の病院に協力を依頼し、当番院が24時間体制で救急医療にあたる「病院郡輪番制方式」を採用しています。

八街市内では、八街総合病院と海保病院が救急指定病院となり、この事業に参加していただいております。

昨年4月から12月までに、本市から239名の方が受診されております。

また、第三次救急医療は、重篤な救急患者の医療に対応し、印旛管内では成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターとして、患者の受け入れ体制が整備されております。

今後も市民の生命と健康が守られるよう、周辺市町と協力し、広域的な対応を進め、市民が安心して暮らせる地域医療体制を確保していきたいと考えております。

○議長（古川宏史君）

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。
 午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時10分）

○議長（古川宏史君）

再開いたします。
 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○加藤 弘君

答弁ありがとうございました。自席にて再質問を数点させていただきます。
 人事についてですけれども、1部門で5年以上同じ場所に勤務されている方は、今現在、
 大体何名ぐらいいらっしゃるのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

1部門に5年以上の職員ということでございますけれども、育児休暇及び長期の療養休暇
 を取得している職員等もございます。また、保健師、図書館の司書といったような専門職の
 職員、そのほか、技能労務職員等もございますので、そういった職員を除いた一般行政職の
 職員で、5年以上異動していない者については、現在35名ということになっております。

○加藤 弘君

これは、また、若い方はできるだけ、2年か3年でいろんな場所、部門を回っていただい
 て、いろんな経験をしていただく。これも大事なことかと思えます。ある程度の年齢になっ
 たら、やはり管理職になってこられたら、それなりにいろんな経験を活かして、一つ一つの
 部署で一定の期間いていただくという形だと、下について働く方たちも安心できるのではな
 いかという思いもします。

また、一般職の方が3年から5年ということですが、管理職は何年ぐらいを目安とされて
 いるのか。その辺もお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

管理職につきましては、特に市長の意向が、これも強く働くようなところでもございます。
 そうはいいながらも、継続性が重要視されるということもございますので、一般職員のように
 3年から5年を目安に異動というようなことは、今まで特にそういうような取り扱いをし
 てきたということではないかというふうに思っております。

しかしながら、ある程度の期間をもって異動をするということの方が、若い職員に限らず、
 組織の活性化等にもつながるということもございますので、その辺については、北村市長も
 そのようなお考えで、今後の異動をなされるのではないかというふうには考えておるとこ
 ろでございます。

○加藤 弘君

それと、臨時職員ですけれども、これは言葉から言ったら臨時職員とはどのくらいの期間

を臨時職員という言葉で定義付けているのでしょうか。その辺をお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

臨時職員の定義ということでございますけれども、特に勤務期間ということに限らず、常勤、非常勤、それから、今申し上げた勤務期間に関わらず、地方公務員法、あるいは地方公務員の育児休業法の規定によって、育児休業をしている職員の代替え、あるいは休職職員の代替え。または、一時的な業務に対応する場合、そういった場合に臨時的に任用する職員を指しております。

○加藤 弘君

これで、臨時職員で、今最長何年ぐらいいらっしゃいますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

特に臨時職員を採用している部門では、保育園の保育士さんが多い部門でございます。期間については、申し訳ありませんが、かなり長い人もいるということは承知しております。

○加藤 弘君

市長にお伺いしますけれども、今も総務部長からお話があって、長い方もいらっしゃるということです。こういう方に関しまして、今後、市長としてはどういうお考えで対処されていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

市役所の組織を活性化するためにも、ある程度の定期的な異動は行わなければいけないと、そう思っているところでございますので、今後も適材適所をかんがみながら、しっかりとやってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○加藤 弘君

今、聞いたことに対するの答弁には、市長、ちょっとならないんじゃないかと思うんですけども、その辺、後でじっくり検討してみてください。

時間の関係もありますので、次に移りますけれども、子ども手当の件ですね。今、国会でいろんな形で論議されているようですけれども、これは、可決される可能性が大変厳しいんじゃないかと。市としては、そのまま対応していくようなお考えも伺いましたけれども、これ、万が一、これが否決されて、昨日、川上議員の質問の中にもありましたけれども、児童手当で支給しなければいけないという状態になったときに、数字的にはどのような内容で支給していかれるのか。6月には間に合わない可能性もあるということでしたけれども、どのくらいの期間、ずれていくのか。その辺はいかがでしょうか。財政課長、お願いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

一応、昨日、市民部長の方から、るるご答弁差し上げたところでございますが、私としては、やはり国会の動静を見きわめるということが、一番大事だと思っているんですけども、基本的にシステム改修が一体どのくらいかかるかによって、6月支給する場合、旧児童手当法が存続しますので、もし、通らなかった場合は。そうした場合、私ども八街市の大体支給、例えば1万円とかという場合、そのシステム改修に2カ月かかるのか、1カ月で終わるかに

よりまして、6月支給が間に合うかどうかということになるかと思えます。政令指定都市をはじめ、大規模な都市については、2、3カ月かかるというような情報も私の方は入手しておりますので、それと比べると、システム改修の方、私どもの方は、それより短期間で終わる可能性は高いと思っておりますが、6月支給については微妙な線ではないかなとは、財政課としては思っておるところでございます。

○加藤 弘君

その子ども手当の関連なんですけれども、国会で法案が通らなきゃできないかと思えますけれども、今、保育園の園児のお金とか、あと学校の給食、また、幼稚園の園児のお金、こういうものに関しまして、市民部長の方からは保育園、教育委員会の方からは学校給食とか、幼稚園の園児の件、その辺の徴収に関して、この子ども手当との兼ね合い。また、子ども手当から相殺するというような考え方。法案が通らなきゃできないでしょうけれども、市としての考え方、また、何らかの形のもものがされているのであれば、どういう形でされていて、実績がどうなのか。わかればお教えいただきたいと思えます。

○市民部長（森田隆之君）

まず、平成22年度子ども手当では、滞納している保育料などを差し引くことは認められておりませんでした。平成23年度子ども手当では、保育料を子ども手当から直接徴収できるようにするほか、給食費などについては、本人の同意によって手当から納付することができる仕組みが検討されているところでありますので、平成23年度子ども手当法案が成立した場合には、法律に基づいて子ども手当から保育料を徴収してまいりたいと考えております。

今現在も保育料の場合、直接徴収はできませんけれども、保育料につきましては、今年度、子ども手当の支給月である6月・10月及び2月に子ども手当を受給したら、滞納されている保育料を納付されますよう、手紙を送付するとともに電話連絡などによって、集中的に納付の催告を行ったところであります。その結果につきましては、現時点までで、滞納者61人中36人から分納、あるいは完納していただきまして、納付合計額につきましては、前年度と比較しますと、約2倍にあたる100万円あまりというような状況になっております。

○学校給食センター所長（石川孝夫君）

ただいまのご質問で、子ども手当の交付と給食費の納付について、どのような影響があったかというご質問だと思いますが、正直申し上げまして、子ども手当を使って給食費を払ったかどうかということについては、わかりようがないので、把握をしてございません。ただし、給食費を未納している保護者の方とお話をする中では、「子ども手当を使って払います」あるいは「子ども手当が出たので払います」という方がいらっしゃるの事実でございます。

○教育次長（越川みね子君）

幼稚園の使用料につきましては、100パーセント入っております。ですので、子ども手当からということではなく、普段納めていただいておりますので、心配はございません。

○加藤 弘君

次に、国際交流ですけれども、市長は今回お互いに相互訪問されるという計画をされているんですが、今後、行政が主体ではなくて、市民のいろんな団体とか、日中友好協会とか、そういうところを主体として、より交流を拡大していくというような考え方はないかと。先ほども過去5年間の実績を聞いてみても、人数的には、ほとんど変化がないというような状況ですよ。やはり、この文化交流という形に限られている面もあるかと思いますが、できれば、せっかくやってきて10年たつと。それが拡大できていないということになると、やはり問題が何らかのところにあるんじゃないかと。やはり、せっかくやるのであれば、それなりの効果が上がるようなやり方を研究していただかなきゃいけないんじゃないかと思えますので、その辺を今後、市民を中心とした形に変化をさせていく考えがあるかどうか。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたように、これまで10年間、交流を重ねたところでありまして、友好関係は築かれたものと思っているところでございますけれども、この10周年を機に両市とも交流の柱である文化交流を中心に市民間の交流を力点に置いて、これからは重ねてまいりたいと、そう思っているところでございます。

○加藤 弘君

そうであれば、潍坊市も農業が主な産業かと思えますけれども、八街も農業が基幹産業でございます。八街の方たちは、農業製品を作りながら、また、自分たちで加工品も作っていらっしゃるという方が大勢いらっしゃいます。そういうものも、逆に行かれるときに、製品として売られているものがあれば、中国になくて八街にあるというものがあれば、そういうものをお土産にさせていただいたりなんかさせていただいて、販路を拡大するようなことも考えていただき、やはり日本国内のみならず、世界へ出ていくと。八街の品物が世界に出ていくというようなことも大きな気持ちで考えていただき、どんどんやはり経済の活性化につなげていただくことも、そういうことに関して、行政がまた主導をとっていただくということも必要かと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

農業分野に関しての交流拡大につきまして、日中関係、あるいは経済情勢が大きく変わっておりますので、ご提案にありましたようなことは、今後研究していく必要があると思われまますので、そのことは十分認識しておるところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○加藤 弘君

また、これは国際交流のみならず、私の知っている人なんかから聞きますと、昔、御宿に八街の家というのがあったそうなんです。自分たちは子どもの頃、よく行ったと。親や近所の人たちと行ったという話も伺います。やはり八街は農村地帯ですから、逆に山間部とか、海岸地のあるところとか、そういう環境の違うところと国内で姉妹提携されて、そういうと

ころに子どもたちが、いろんな形で行きやすくできるような方策も講じていただけたらなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

日本国内の姉妹都市につきましては、現在のところ考えておりませんが、姉妹関係を結ぶにあたりましては、そこに至るまでの何らかのきっかけや、双方の自治体にとって、ある程度のメリットが必要であると考えております。以前、朝陽小学校におきましては、平成14年に学校名が同じだということで、青森県弘前市の朝陽小学校と兄弟姉妹校の協定書を交わして、現在も相互交流が続けられているということを聞いております。市町村間の交流は非常に大事でありますので、このようなケースに限るわけではございませんけれども、当市でも、そのようなことが出た場合には、姉妹都市ということも視野に入れたことを考えていってまいりたいと、そう思っているところでございます。

○加藤 弘君

それと、あと医療関係ですけれども、今まで市内の医療機関の方と、何件かの方とお話する機会があつて、お話をさせていただきましたけれども、過去10数年間、「市の方から何のアタックはないよ」というお話もございました。できれば、救急医療とか、日曜日、休日医療ですね。そういうものが、市内で受けられる。やはり、それだけでも気持ちとして安心できるんじゃないかと。病は気からということもございます。ただ、そういう意味で早い時間に早く処置ができるということは、大事なことじゃないかと思ひます。

実際問題、自分が昨年11月の末に、自分自身が風邪を引きまして、病院になかなか行けなくてこじらせまして、土曜日に熱を39度何分まで上がっちゃって、しょうがなくて、消防署に電話しまして尋ねました。そうしたら、紹介されたのは2カ所ございました。佐倉の聖隷へ行きました。救急処置をしていただいて、帰ってきまして熱が下がりまして、市内の病院へ薬を飲み終わった段階でも下がらないので行きましたら、血液検査をしたら、もっと早く来なかったんだと。あなた肺炎だったよということも言われました。やはり、それだけに高齢者になれば、この肺炎というのは大変な病気になっちゃうと思ひます。そういうふうな時間が早ければ軽い段階で処置できるものも、やはり時間をかければこじらすという逆の結果になってきますので、できれば、市内の医療機関で早期に診られる形。この辺を何とか、市長自身が医療機関の方々と接触する機会が持てたら持っていて、前向きに市内で休日医療、救急医療が受けられるような形を、より以上に進めていただくという考えがあられるかどうか。市長にお伺ひします。

○市長（北村新司君）

休日医療につきましては、昭和60年頃まで市内の医療機関が日曜当番院制度を決めまして実施しておりましたが、現在は八街総合病院が祝祭日等に医療を行っている以外は、行われておりません。私は今後は、市内の医療関係者とも実情をお話ししながら、会う機会をいただいて、話し合いを重ねてまいりたいと、そう思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○加藤 弘君

最後に、市長は選挙中にお話しされておられたかと思いますがけれども、東金に予定されている公立の医療機関、これは南部地方の方にすれば、大変近い距離で診療が受けられるわけです。この辺と手を結んで、資金的とか、いろんな形で手を結ばれて、南部地方の方がより早い時間で病気を治療することができるようにしていただきたいのですが、その辺の考えはございますでしょうか。

○市長（北村新司君）

現時点では、関係市町村の全体の考え方が、まだ、統一されておりませんので、今後、周辺市町村の考え方が統一されましたら、今後の動向を踏まえた中で、八街市としても対応してまいりたいと、そう思っております。

○加藤 弘君

ありがとうございました。以上で、私の再質問を終わらせていただきます。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長にご質問がございました、臨時職員の今後の取り扱いについてということで、人事担当ということから、答弁をさせていただきます。

現在、長期の休職者がいる職場等で、業務に困難を来しているというような場合につきましては、臨時職員を雇用して対応しているというところでございます。現在、定員の適正化というようなこともございますので、職員の削減を図っているところでございますが、毎年度、各課等と職員配置等に関する協議をしながら、臨時職員で対応できるかどうかということも確認しながら、配置等を考えているところでございますので、今後につきましても、臨時職員で対応できる業務については、できるだけ臨時職員で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（古川宏史君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

石井孝昭でございます。早速質問に入らせていただきます。

国の方では、平成23年度予算を決定する通常国会が開会されておりますが、政局に左右されることなく、国民・市民に視線を置かれた地方重視の予算を強く希望するところでございます。

入ります前に、日本時間で一昨日、ニュージーランド沖で発生いたしましたマグニチュード6.3の地震発生により、被災されました方々、報道によりますと、その中には日本人の語学留学生もたくさんいらっしゃるかと伺っております。心よりお見舞い申し上げますとともに、全員の生存をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきますが、1点目の環境問題は、本日傍聴にお越しいただいております地元の皆様をはじめとする大変深刻な問題であり、地

元の大変重要な問題でもございますので、市長をはじめ、執行部の皆様には、真摯なご答弁をご期待申し上げます。

環境問題は、世界ではさまざまな地域でCO₂排出問題が発生しており、日本では京都議定書のとおり、世界に対してCO₂排出削減の責任を大きく果たしていかなければならないと思っております。

また、日本国内では、産業廃棄物の不法投棄など、それぞれの地域で深刻な問題となっておりますが、千葉県を見ますと、産業廃棄物の不法投棄は平成11年度より13年度まで全国ワースト1位、平成19年度は3位、平成20年度14位、平成21年度は6位と別名、産廃銀座とも言われております。要因として、首都圏に位置し、交通条件がよいため、廃棄物の運搬が容易であること。丘陵地や谷津が多く、また、農地・山林が遊休化して、土砂採取場所跡地が多いこと。従来からの自社の最終処分場が多数設置されていることなどが考えられますが、徐々にではありますが、改善されつつある状況になってきていると存じます。

しかし、平成21年度不法投棄等残存件数は、現状で全国残存量1千734万4千970トン、千葉県残存量400万1千551トンと、まさに全国の4分の1の不法投棄が、この千葉県に存在する事態でございます。

不法投棄等の様態としては、自社物あるいは有価物と称して、保管場所に搬入し、大量に廃棄物を堆積する不法堆積の形態。全く無関係の土地、あるいは道路などに廃棄物を投棄する捨て逃げ型の不法投棄、これらが考えられますが、不法投棄によって引き起こされる問題として、環境汚染等。廃棄物の流出、崩落による隣接地・住居等への危険等。火災の発生（水利条件等により消火が困難な場合）。トラック等の往来による交通問題・騒音問題などが考えられます。

千葉県では、市町村と連携して、平成11年度より監視パトロールの強化を実施し、24時間365日体制で対応しており、効果が出てきている状況にあります。

また、平成13年には、全国で唯一であります千葉県警環境犯罪課が新設され、その存在が抑止力となり、不法投棄は犯罪であるという認識が広がりつつあります。

そこで、お伺いいたします。

廃棄物の不法投棄等の状況について。

①八街市における不法投棄の現状とその対策について。

②過去10年程度における産業廃棄物の不法投棄の状況について。

③上砂地先の産業廃棄物不法投棄現場の経過と今後の対応について、お伺いをさせていただきます。

要旨2. 不法投棄防止対策についてお伺いをいたします。

産業廃棄物関係業務に係る市町村職員の立入検査付与制度について。

不法投棄防止事業総合補助金交付制度について、お伺いいたします。

千葉県の環境行政では、産業廃棄物の不法投棄及び残士の不適正処理等の未然防止と初期対応の迅速化を図るため、要望のある市町村職員（囑託を含む）に立入検査権を付与し、廃

棄物等に基づく立入検査を行う制度がございます。

また、その立入検査権付与を要望する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例などを選択して、希望することができますが、その市町村併任職員及び嘱託職員（併任職員等）が、立入検査業務の遂行に要した経費について、千葉県補助金等交付規則及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、市町村併任職員等立入検査業務交付金制度がございます。

また、千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金交付制度がございます。これは廃棄物の不法投棄を防止し、もって県民の快適な生活環境の保全を確保するため、市町村の実施する産業廃棄物の不法投棄防止に関する事業に要する経費について、千葉県補助金等交付規則の要綱に基づき、市町村に補助金を交付する制度ですが、そこで、お伺いをいたします。

①本市において、産業廃棄物関係に係る市町村職員の立入検査権付与制度について、平成23年度以降の取り組みについてお伺いいたします。

②千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金交付制度の取り組みについての現状と今後の対応についてお伺いいたします。

2点目として農業振興についてお伺いいたします。

八街農産物のブランド化について。

①初めに、農産物に関わる各種イベント等への参加・取り組みについてお尋ねいたします。

今、農業を取り巻く環境は、外国産の安い農産物が輸入され、思うように農業収入が上がらない現状がございます。このため、将来が望めず、農業をやめてしまう。あるいは、新規に就農する方が少ないといった悪循環が続いているように感じます。

また、昨年10月1日に、菅総理が唐突にTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加を打ち出し、日本農業は大変大きな岐路に立たされているのが現状でございます。

こういった状況から抜け出すために、現在の市場中心の取引から農家の手取りを上げるために、量販店、ホテルやレストラン等に直接取引を構築していくことが必要と考えるところでございます。このためには、消費者や農産物の取引を希望する食品業者等に対し、「やちまたブランド」の認知度を高めることが、最も重要であると思っております。

12月定例会の一般質問でも、全国野菜フェア等でのセールスプロモーションの展開について質問させていただいたところですが、平成23年度一般会計予算に特産品PRイベント用会場の借上料が早速計上されておりました。大変ありがたく、お礼を申し上げるところでございます。満足できる金額であるかどうかは別として、今後、農政にとって、措置をとる必要に迫られる事柄があれば、機敏に対応していただければと思っております。

つきましては、日本全国、さらには海外に向けてのPR活動が展開されていくことに期待を申し上げるわけですが、どのようなイベント等に参加されていくのか、具体的な計画についてお尋ねいたします。

要旨2. 畜産防疫体制についてお尋ねいたします。

昨年、宮崎県で発生いたしました口蹄疫は、畜産農家のみならず、地域経済へも大変甚大な損失をもたらしました。

また、口蹄疫が終息を迎えたところへ、今度は鳥インフルエンザの発生が確認され、現在は、和歌山、三重県、愛知県などの多くの地域発生が確認されているところであり、感染拡大防止のため、防疫措置が講じられていると聞いております。日頃から畜産農家の皆さんは、こういった伝染病等に家畜が感染しないよう、衛生管理には十分注意を払っていただいているところですが、八街市として、感染防止に向けて、こういった取り組みや行政指導、あるいは支援をしているのか、お尋ねいたします。

次に、3点目として災害対策についてお伺いします。

我が国日本は、災害が非常に多い国です。地震、火山の噴火、豪雨、台風やゲリラ雷雨による水害・土砂災害などさまざまであり、いざ、大災害が起きると、災害対策基本法に基づき、警察庁、消防庁、国土交通省、防衛省などの関係機関が対応することになります。それを中央防災会議がまとめていますが、非常事態に素早く対応し、二次災害を最小限に抑えられるか疑問が残ります。

諸外国には予備の消防士、警察の制度があります。この方たちは、一定期間専門の訓練を受け、普段は一般人として生活をしておりますが、非常事態には仕事を休職し、増援として活躍する人たちです。しかし、日本には予備自衛官の制度しかなく、非常事態には各自治体の職員や消防団員が、その役割を担うことになることと考えております。特に消防団員は地域に密着し、人数も多く、消火活動に要する装備も充実していることから、防災組織としての期待が高まりますが、救急やレスキューなど、応急対策を含む防災に関する専門的な知識・技術の練度が低い状況であると思えます。

八街市において、一番に想定される大規模自然災害は大地震による震災が予想されるころですが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、「災害の規模が大きい場合には行政機関も被災するため、初動の救助救出・消火活動等が制限され、限界がある」とされ、災害の発生直後から公的支援が来るまでの初期段階での活動は、自らの力と近隣住民との協働で切り開いていかねばならないことが、改めて認識されたところでした。

これを教訓に、自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材を育成するため、防災士制度が創設され、この防災士の認定を受けるためには、防災対策に関する、さまざまな知識や救急救命実技の取得・資格試験の合格が必要であり、現在「NPO法人日本防災士機構」がその資格の認定をしております。

2003年から今まで、全国で4万人以上の方が、その資格を有しており、自治体の中には積極的に職員に防災士の資格を取得させているところもあり、地域防災活動のリーダーとして、防災士が子どもや親子向けの防災教室を開催している地域もあるようです。

本市においても、消防団員をはじめ、生徒の命を守らなければならない学校の教師、防災や災害復旧担当職員に、防災士の資格を有する者を配置するか、あるいは同様の知識や技能を習得させることにより、地域防災力の強化を図るべきと考えております。

また、災害規模が大きくなればなるほど、公的支援の必要性が高まることから、速やかな消火活動や応急対策、災害用備蓄品の充実など、予期し得ぬ緊急事態にも対応できる体制を自治体には望んでいるところでございます。

そこで、お伺いいたします。

要旨 1. 地域防災力の強化について。

防災士制度の活用により、市役所職員をはじめ、学校の先生、また、消防団員など個々のスキルアップを図る取り組みを実施してみてもどうか。

要旨 2. 災害発生時の応急対策について。

緊急避難場所、備蓄倉庫、備蓄品の現状と今後の取り組みについて。

要旨 3. 消防水利について。

各小中学校のプールは指定消防水利となっているか。その場合、有効に利用できる状況となっているか、お伺いをさせていただきます。

以上で、第 1 回目の質問を終了いたします。明解なるご答弁をよろしくお願いを申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○市長（北村新司君）

個人質問 4、石井孝昭議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 1. 環境問題について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

不法投棄の現状といたしましては、今年度 1 月末現在で、市への通報が 3 5 件あり、内訳としましては、一般廃棄物が 3 2 件、産業廃棄物が 3 件ございました。

まず、一般廃棄物の処理状況といたしましては、投棄者に原状回復義務がございますが、不明な場合は土地所有者の自己責任において処理することとなります。

なお、土地所有者に連絡が付かない場合などについては、市が対応しております。

産業廃棄物につきましては、2 件が軽微であったため、市で指導等を行い、撤去させております。残り 1 件につきましては、現在、北総県民センターにおいて、調査及び指導を継続して行っております。

次に、過去の産業廃棄物不法投棄の状況につきましては、県内及び北総県民センター管内におきましても、平成 1 3 年度をピークに減少傾向にあるものの、長引く不況の影響から、適正な処理料が確保できない中間処理業者、最終処理業者などが利益確保のために不法投棄を行っていることが、主な要因と考えられております。

なお、市内における産業廃棄物の不法投棄箇所は 1 2 箇所、残存量は 2 千 5 0 0 トンでございます。

監視体制の強化や市民の関心の高まりにより、大規模な不法投棄は、ほとんどなくなりましたが、小規模な不法投棄が若干あるのが現状でございます。

また、過去には、不法投棄された現場に県職員とともに立ち入り、証拠物件を発見し、関与者に産業廃棄物を撤去させた事例が数件ございました。

これらの対策といたしましては、不法投棄監視員、専門の警備会社による監視、警察及び北総県民センターと連携して、パトロールを行うとともに、今後も監視体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。

次に、③ですが、上砂地先における産業廃棄物不法投棄現場につきましては、平成13年頃から産業廃棄物の堆積が違法に行われ、県廃棄物指導課並びに北総県民センターにおいて、現地調査、関与者及び土地所有者への指導等を行っており、平成14年に、一部撤去はされましたが、すべての撤去には至っていないのが現状でございます。

近年の状況としましては、今年度、北総県民センターの指導のもと、廃棄車両につきましては236台をすべて撤去しております。

また、県廃棄物指導課において、昨年、5項目の土壌検査を実施いたしましたが、基準値を超える項目はございませんでした。さらに、今年2項目を増やして、7項目の土壌検査を実施いたしました。

今後につきましては、検査の結果をもって、県及び市、地元住民と協議を行う予定となっております。

次に(2)①ですが、千葉県では、産業廃棄物の不法投棄の未然防止と初期対応の迅速化を図るため、必要とする市町村に立入検査権を付与しております。

市の役割としましては、市民の通報による初期調査と周辺環境の保全に関わる緊急指導を担うこととなっております。こうした調査を実施した場合には、県に報告を行い、その後の事務執行は県職員によってなされることとなります。

本市においても、市民等からの産業廃棄物不法投棄等の通報があった場合は、同様の行為を職員が行っておりますが、市職員の立入検査権の付与につきましては、早急に県へ要望してまいります。

次に、②ですが、千葉県は産業廃棄物の不法投棄を防止し、もって県民の快適な生活環境の保全を確保するため、市町村の実施する産業廃棄物の不法投棄防止に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則及び千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金交付要綱に基づき、市町村に補助金を交付するとなっております。

産業廃棄物の不法投棄は、できるだけ早く発見し、被害が拡大したり、原状回復が困難な状態になる前に早急に対応することが重要と考え、本市においても、この制度中の不法投棄監視事業を活用し、八街市不法投棄監視員設置要綱を制定し、市内を20区域と定め、20名の監視員を委嘱しております。

主な職務としましては、管轄区域を常時見回りしていただき、不法投棄等を発見した場合には、市へ通報していただいております。

なお、今年度は1月末現在、不法投棄監視員からの通報は17件ございました。

次に、質問事項2. 農業振興について答弁いたします。

(1)①ですが、代表質問4. やちまた21、小澤定明議員に答弁したとおり、市特産品のPRにつきましては、「八街収穫祭」や「千葉県観光案内及び物産展」に参加するなど、

さまざまな機会を捉えて行ってきたところでございます。

特に、今年度は、千葉県で開催されました国体の開会式や本市で行われたバウンドテニス大会の会場におきまして、フルーツアンドキャロットジュースの試飲やトマトの販売などを行い、PRに努めてきたところでございます。

新たな取り組みとしましては、来年度、幕張メッセを会場に行われる、アジア最大級の食品・飲料専門展示会「フーテックス・ジャパン」に出展するため、ブース代を予算計上したところでございます。

このほか、各地域の特産品等をPRするため、無料でスペースが提供される、日本橋イベントスペースへの出展にも応募しているところでございます。

今後も従前より行ってきた「八街収穫祭」などを引き続き実施するほか、JAいんば等の関係機関と連携し、市外でのPR活動を積極的に行い、市特産品をPRするとともに、販路の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、畜産農家に大きな経済的損失を引き起こしたばかりではなく、商店街や飲食業界にも影響は広がり、外出やイベントの自粛、公共施設の閉鎖も相次ぎ、地域経済にも大きく影響を及ぼしました。

本市といたしましても、口蹄疫の侵入防止に万全を期すために、市内の畜産農家37戸に防疫対策の強化を促すとともに、消毒用の消石灰を5月19日・20日に無償で配付したところであり、各畜産農家が所属する、養豚・酪農のそれぞれの組合においても、消毒剤の配付を実施し、農場の消毒を徹底いたしました。

また、本年1月には、宮崎県の農場で飼養されているニワトリにおいて、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、現在までに鹿児島県や愛知県等でも発生が確認されています。

口蹄疫同様、この伝染病が発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域の養鶏農家まで影響を及ぼすこととなりますので、侵入防止を図るため、市内の養鶏農家に消毒用の消石灰を2月14日・15日に配付したところでございます。

今後におきましても、畜産農家が飼養衛生管理基準に基づいた、衛生管理及び伝染病等に対する予防が十分行えるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 災害対策について答弁いたします。

(1)①ですが、本市の震災対策につきましては、大規模災害が発生し、また、発生する恐れがある場合には、八街市災害対策本部を設置し、災害応急対策を速やかに実施することとなっており、職員の配備体制や事務分担等に関しましても「八街市地域防災計画」を基本に対応することとなっております。

また、台風や大雨の対策としまして、注意報が発令され、災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、被害を最小限にとどめるために、副市長を中心に職員の配備体制等の会議を行い、対応するとともに、被害が甚大になるおそれがある場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、対処することとなっております。

防災士制度につきましては、阪神・淡路大震災の教訓として、民間の防災リーダーを可及

的速やかに養成する目的で創設されており、防災士免許取得の際には、災害発生時対応等の研修講座を受けなければならない専門的な資格でございます。

本市としましては、救急救命に関するAEDの講習は全職員対象に実施したところであり、防災士の資格を有する職員はおりませんが、防災や土木業務を担当する現役職員や経験職員に加え、消防団員や消防団OBの職員がおりますので、災害時には、その経験を活かし活動できるものと考えております。しかしながら、大地震等の大規模災害が発生した際には、平常時とは異なる業務を行うため、専門的な知識や実践力を身につけておく必要があることから、有事の際に十分対応が図れるよう、知識の向上となる防災士制度を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、本市の避難場所につきましては、市内30カ所を指定しており、防災備蓄倉庫につきましては、今年度に整備しました中央公民館を含め14カ所となっております。

また、備蓄品につきましては、全体で非常食の主食・副食とも各9千600食、毛布2千200枚、防水シート2千210枚、土嚢袋1万2千200袋、排水ポンプ3台、発電機11台、投光器2台、ハロゲンライトセット4組、電気コードリール6台、ハンドマイク3台、折りたたみ式リヤカー4台、災害用パーティションほっとスペース12組となっております。

今後も、地域性を考慮し、防災備蓄倉庫とあわせ、災害時に必要となる備蓄品についても計画的に整備してまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、本市におきましては、小学校9校及び中学校4校の13項すべての小中学校にプールの設置をしているところでございます。

現在のところ、消防法第21条第1項の規定による指定消防水利には指定しておりませんが、火災発生時においては、その付近に設置されている消火栓や防火水槽と同様に、重要な消防水利として消火活動に使用しております。

しかし、各小中学校のプールには、学校の敷地内に設置されていることから、容易に進入できないよう周囲をフェンス等で囲まれておりますので、これらが消防活動に支障とならないよう、現在は2校のプールに採水口を、4校のプールに取水口を設置しております。

今後は、緊急時の使用に影響がないよう、改善を要するプールについて教育委員会と協議の上、整備してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。自席にて、何点か再質問させていただきます。

不法投棄の現状についての答弁に対して、一般廃棄物32件、産業廃棄物3件とのことでありますけれども、家電リサイクル法対象廃棄物、例えばテレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の不法投棄について、環境省によりますと、全国では2009年から2010年にかけて、6年ぶりに増加、およそ13万3千台あまりの不法投棄があり、前年より11パーセント増、そのうち9割がブラウン管テレビだったそうです。これは、家電エコポイント制度や地上デジタル放送への移行が影響しているものと考えられますが、不法投棄によって回収された家

電のリサイクル料は、各自治体が負担するというようになっておりますことから、大変苦慮されていると聞いております。八街市において、近年の状況、ここ数年で結構でございますが、廃棄物の数量、その推移についてお伺いいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

ただいまのご指摘でございますが、今年度の数字についてご説明をいたします。

平成20年4月から23年2月現在でございますが、テレビが95台、冷蔵庫23台、洗濯機12台が不法投棄されました。重量につきましては、約3.2トン。処理費につきましては、約60万円でございます。

○石井孝昭君

恐らく、ごみ収集場所等へ持ちこまれて、不法投棄されている場合が多いのかと思っておりますけれども、大きな市町村で、市川市、千葉市、柏市で、数百万円の負担をされているというふうに聞いております。これから、7月、地デジ化に向けて、そのような動きがあると思いますので、市としても注視をしていただきたいというふうに思っております。

一般廃棄物の処理状況について、先ほど投棄者に現状回復義務があるということでございますけれども、不明な場合は土地所有者の自己責任において処理するということと答弁いただきましたが、産業廃棄物の場合はどうなりますでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

産業廃棄物につきましては、まず、一般廃棄物、産業廃棄物のそれはどこで見分けるんだというところから始まりまして、排出事業者がわからないと、一般廃棄物か、産業廃棄物か、ごみの種類が、廃棄物の種類がわからないというのが実情でございますので、種類を決めるためには、排出事業者がわからないと、廃棄物につきましては特定ができないということになります。

○石井孝昭君

不法投棄の対策として、不法投棄監視員、先ほど20名。また、専門の警備会社におきまして監視、今年度も双方合わせて380万円前後の予算をとっておるというふうに伺っておりますけれども、監視体制の強化を図ると答弁いただきました。また、本年度も予算計上されておりますけれども、それぞれ不法投棄監視員、警備会社、それぞれの業務内容について説明を願います。

○経済環境部長（並木 敏君）

不法投棄監視員につきましては、先ほどもご指摘がありましたように、八街市内を20カ所、区分けいたしまして、逐次、管内を見回っていただきまして、報告をいただいているのが現状でございます。

また、警備会社等につきましては、市内を週1回という形で指定された場所につきまして見回りをしていただきまして、変化があるかどうかということにつきまして、報告をいただいているというのが実情でございます。

○石井孝昭君

市長答弁の中に、市への通報が35件あった中で、17件、監視員が通報されたということでございます。残りの18件、例えばほかの通報、警備会社から何件の通報があったか、お聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（並木 敏君）

警備会社からの通報は何件というのは、現在、手持ちの資料がございません。

○石井孝昭君

その辺、費用対効果も含めて、それだけのパトロールをして、専門の警備会社だと思いますので、しっかりとした把握をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、上砂地先の不法投棄について再質問させていただきます。

平成14年度に一部撤去されたまま、一向に改善されない状況があるということが続いておりますけれども、今後すべての撤去に至る方向性はあるかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

先ほど、市長答弁の中でも、現在、土壌の検査をしているという形で答弁を差し上げてございます。現在、5項目のこれにつきましては、重金属系でございますが、その調査をいたしまして、基準値を超えるものはなかったということでございますが、その後、2項目を追加しております。2項目につきましては、油のにおいがするというご指摘がありましたので、有機塩素系化合物の関係の調査を追加したものというように考えております。

この検査が出るのが、3月下旬というように聞いておりますので、その検査を待って、そういう有害物質があるのか、ないのかというのを、まず、調べてみるという形でございます。その検査結果を待って、これは産業廃棄物でございますので、事務につきましては、県の事務でございます。代執行等、その辺が検査を待ってみないとわからないと。現在の時点ではわからないというように考えております。

○石井孝昭君

土地所有者に対して、行政指導は行われましたでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

産業廃棄物でございますので、県の方から行政指導は行われておると聞いております。

○石井孝昭君

産業廃棄物が搬入する前、廃棄車両が目隠しに積まれる段階から、近隣住民が随時通報しております。それでも、産業廃棄物の搬入がされて、現状に至ってしまったと。車は先ほど236台撤去されたということですが、この現状に至ってしまった原因はどこにあると思いますでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

このような不法投棄現場が残ってしまうということにつきましては、初期の対応が悪かったのではなかろうかというように考えております。

○石井孝昭君

犯人探しをするつもりもないんですけれども、その初期の対応が、いずれにしろ遅れたと

いうことをごさいます。先ほどの土壌検査について、7項目検査をしていると。追加の2項目ということをごさいますけれども、環境省告示の第46号、これを見ますと、土壌検査の基準は27項目の基準があるんですね。その環境省46号のこの検査すべてをやることによって、土壌検査のいわゆる国の基準が満たされるというふうに認識をしているところをごさいます、そのすべての項目について検査する必要性はないかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

これは、市の土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例等につきましては、この26項目をすべて行うようにということで、条例にはうたっております。ただいま、ご指摘がありましたように、今の残土条例と比較してお話をさせていただきますと、これからやる事業と経年が変化して、たってしまうと。ご指摘の上砂地区の現場につきましては、経年がたってしまうと。こういう場所につきましては、この項目の中で大多数、十数目が有機塩素系化合物。置いておくと、経年変化しますと、蒸発してしまったり、においが飛んでしまうということをごさいますので、そういうことを含めまして、経年変化を含めて考えたときに重金属5項目をまず行ったというように理解しております。

○石井孝昭君

土壌検査によって、その土壌により、健康被害が生じるおそれがある土地とされた場合、どのような対策をとられるか。このような質問をさせていただきたいんですが、恐らく先ほどの答弁のままだと思いますが、実際、近隣住民の生活、住居も建っておりますので、その水脈、水質、井戸水でございますので、その土壌検査によって悪玉が検出されれば、また、ほかの話でございますけれども、この水質検査はできれば毎年行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

八街市を北部・南部と分けまして、隔年で調査をしているところをごさいます、この検査につきましては、26項目プラス有機塩素系溶剤ということで、30数項目の検査を行っております。いわゆる、先ほど市長答弁の中で、12カ所の不法投棄現場が八街には残ってしまっているということ踏まえまして、隔年でやっているものにつきまして、毎年行うか検討させていただきたいと、そのように考えます。

○石井孝昭君

その件は強く要望したいというふうに思っております。

先般2月、福岡県飯塚市において、住民側の弁護団によって、日本初でございますけれども、県に行政処分を義務付ける法令が出たところでもありますので、その産業廃棄物、また、地元この八街の問題でございますので、市全体の問題として、今後とも対応をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、時間もあまりありませんので、1点質問させていただきます。

大規模災害が発生した場合に、災害対策本部を設置するというごさいますので、ご答弁をいただきましたが、防災士制度を取得した職員が数名いれば、公共機関の中核として災害の復興に尽

力していただけるものと思っております。市職員の非常参集訓練や消防災害対策本部設置訓練を実施している行政もあると思いますけれども、本市の取り組みについて、その点はいかがでございますか。市長、答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げましたとおり、有事の際に十分対応が図れますよう、知識向上も含めて、防災士制度を含めて検討してまいりたいと、そう思っているところでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。消防水利について指定をされていないという質問、小学校、中学校をしていないということですが、重要な消防水利として使用しているのであれば、きちんとした消防水利に標識を設置して、容易に使用できる形態に整備するべきと思っております。プールの水を消火用水として使用する場合、消防団員がどこから吸引したらいいかわからないという質問をよく受けます。消防車両が横付けできるようにならないか。このような形で。答弁は結構でございますので、学校関係、そして防災課等々を勘案していただき、地域の消火活動に消防水利を大きく利用していただいて、地域の安心・安全、枕を高くして寝られる対策をとっていただきたいということを強く要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

以上で、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時13分)

(再開 午後 3時24分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、桜田秀雄でございます。私は、北村市長の政治姿勢、道路行政、人に優しい街づくりの3点についてお尋ねをいたします。答弁を含めて、わずか40分でございますので、端的なるご答弁をお願いいたします。

まず、第1に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1) 12月議会において歳出の総見直しに言及されました。本会議に、その役割は終わったとして、「市医」の設置条例を廃止する条例が提案されております。

平成23年度予算編成の中で見直し、廃止、新規事業は何件か。また、その内容をお伺いいたします。

(2) 自治基本条例の必要性が高まっております。新市長として、八街市自治基本条例の制定についての考えはあるかどうか、お伺いいたします。

(3) 長谷川前市長のもとで、公約ともいふべき市民参画協働条例の制定は実現をしませんでした。条例の制定作業の現状と提案時期をお伺いいたします。

次に、2. 道路行政についてお伺いいたします。

(1) 今後4年間の道路行政の基本的な考え方について。

(2) 私道団地舗装半額補助制度の創設を求めるがいかがか、お伺いをいたします。

次に、(3) 待避所「ゆずり合いゾーン」として、狹隘道路対策の中核に据える考えはないか。

(4) 市道五区10号線の待避所、住野22号線の改良についてお尋ねをいたします。

3. 人に優しい街づくりについてお伺いをいたします。

(1) 「ぶらんみなみ」について、民間交番など、多目的な活用を検討すべきと思うがいかがか。

(2) 住居表示について、すべてのカーブミラーに住所を表示することを求めるがいかがか。

(3) 安全安心、一戸一灯防犯運動について。

(4) 八街駅北側核施設用地の有効活用についてお尋ねをし、1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

個人質問5、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 政治姿勢について答弁いたします。

(1) ですが、平成23年度予算につきましては、厳しい財政状況を認識した上で、事業の必要性や緊急性、費用対効果などについて十分留意し、限られた財源を重点的・効果的に配分する財政運営とし、歳入に見合った規模の通年型予算として編成しました。

ご質問の見直しにつきましては、平成23年度当初予算（案）の総事務事業378事業について行ったところでございます。

その内訳としまして、職員数の抑制として、平成22年当初に比べ、1人減の700万円、人件費の削減として、管理職手当の20パーセント削減、非常勤特別職の報酬の見直し、特別職の給与削減で、合わせて1千154万8千円、補助金の見直し17件で481万円、事務事業の整理合理化等152件で2億7千970万6千円、合計として3億306万4千円となりました。

次に、廃止につきましては、市が直接実施するよりも、効果的・効率的な住民サービスの提供ができる指定管理者制度の導入として、福祉作業所管理運営費事業を廃止し、1千354万1千円の削減となりました。

次に、新規事業でございますが、15件、1億3千909万1千円となっております。

次に(2)(3)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

地方分権以降、自治体運営は、国や県からの権限委譲により、その運営の自由度が増す一方、地域の将来像を自ら描き、地域の個性を活かした街づくりを主体的に進めていく自己決定、自己責任の重さが拡大しました。自治基本条例は、自分たちの街の課題は自分たちで解

決するという、市民自治による街づくりを進め、市民福祉の向上を図るためのルールを定めるものと認識しています。

自治基本条例の制定につきましては、現時点では考えておりませんが、この自治基本条例の前段には、市民参画協働条例等の制定をしていく必要があるものと考えております。その条例を絵に描いた餅としないためにも、単に条例の制定自体が目的となることのないよう、協働に対する市職員と市民との共通理解と市民参加意欲の高揚についての啓発に努める必要があるものと思われまます。

本市では、協働の街づくりを進めるために、今年度に入り、昨年8月3日に千葉大学法経学部准教授、関谷先生を迎え、市職員を対象とした「協働のまちづくり職員研修会」を開催しました。

また、9月5日には市民を対象とした「協働のまちづくり市民講演会」を、職員研修会と同様、千葉大学の関谷先生を迎えて開催したところでございます。

さらに7月1日には、関係各課の職員からなる「八街市協働のまちづくり職員研究会」を立ち上げており、本市における協働に関する事例・課題等についての調査・研究や協働のあり方・協働型事業等について検討を行っているところでございます。

来年度も引き続き、職員研修会や市民講演会を実施し、市職員や市民に対しての協働に関する意識の醸成を図っていく考えでおります。

また、現在、関谷先生指導のもと、職員研究会も行われておりますが、関谷先生からは、あまり条例にはこだわらずに、指針などを含めて、八街市に合った内容のものを時間をかけて作っていただければいいのではないかとのご意見をいただいております。

本市としては、市民参画協働条例を性急に制定するのではなく、また、条例という形式だけにこだわらず、本市の実態に合った内容のものとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、質問事項2. 道路行政について答弁いたします。

(1) ですが、道路整備の計画につきましては、バイパスの早期完成を目指し、交通ネットワークを形成するとともに、道路整備とあわせて安心して歩ける歩行空間を確保することや流末排水施設整備を進めることなど、歩行車と車の双方にとって快適な道路環境の整備、特に交差点部分の右折車線設置等を進めてまいりたいと考えております。

そこで、現在、国の補助事業を活用し、市道文違1号線の歩道を含めた道路改良工事を3月完成を目指し、鋭意努力しております。

また、今年度より、新規事業として市道210号線の向台交差点から東吉田に向かった延長300メートルの維持修繕工事を国の社会資本整備交付金をもって実施しているところでございます。

今年度は、さらに南中学校の通学路にもなっている市道四木28号線の道路改良工事を昨年度交付された経済交付金を活用し、一部工事が着工したところでございます。

これら事業が終了後に、川上小学校側から市道114号線の歩道を含めた道路改良工事を

実施する計画であります。平成23年度におきましては、旧一休前の交差点改良事業において用地確保が困難な状況になったこと等により、今年度交付された社会資本整備総合交付金をもって、市道210号線の維持修繕工事、延長680メートルを実施する予定となっております。

その他、新規事業として、市道116号線の維持修繕工事、延長約1キロメートルを予定しております。

また、市内全域を見ますと、舗装が老朽化した路線が多くありますので、計画的に補修を実施して「安全で安心な街づくり」のために鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、平成22年6月定例議会におきまして、桜田議員、加藤議員、12月定例議会におきましても、右山議員のご質問の際にご答弁しましたとおり、現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に(3)ですが、現在、道路整備を実施している中で、狭隘道路につきましては、土地所有者にお願いし、待避所を確保している箇所もございます。

今後も必要に応じて、整備を図ってまいりたいと考えております。

次に(4)ですが、まず市道五区10号線につきましては、日曜祝日を除いた朝の通学時間帯の午前7時から8時30分の間は車両進入禁止となっております。また、一部、ガードパイプにより車道と歩道が分けられているのが現状であります。しかしながら、県道神門八街線側につきましては、延長20メートル、幅員1.5メートル程度のセットバック部分を待避所的な形で利用している箇所が1カ所あるだけで、車両のすれ違いは、大変厳しい状況となっております。

また、県道に出るにあたって、右側にコンクリートの構造物があり、県道から進入してくる車両が非常に見にくい状況でもあります。したがって、今後、車と歩行者の安全を守る上で、警察等関係機関と協議し、必要な整備をしていく方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、市道住野22号線につきましては、朝陽小学校脇から入り、市道102号線までの延長1千157メートルの道路であり、途中、谷津田を横断する箇所は、特に幅員が狭く、車両のすれ違いができず、さらにその前後は高低差がある道路であることは認識しております。しかしながら、交通量が少ないことから、道路の穴埋め、補修については実施していきたいと思いますが、本格的な道路改良につきましては考えておりません。ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項3. 人に優しい街づくりについて答弁いたします。

(1)ですが、「ぶらんみなみ」のある八街駅南口コミュニティー施設は、中心市街地商業活性化事業を実施する施設として、八街ティーエムオー組織を管理する八街商工会議所に使用を許可し、八街駅南口周辺の活性化事業を実施する八街駅南口商店街振興組合が管理・運営しております。

施設は、宝くじの販売と、以前ボックスショップがあった場所はボックスショップの移転

に伴い、現在は、市が実施している地域防犯パトロール事業の警備員の待機場所として活用しているところであります。

施設の活用方法につきましては、これまでも八街駅南口商店街振興組合において、検討を重ねてきたところでございますが、今後も引き続き、中心市街地の活性化が図られるようさまざまな活用方法を検討していただき、実施できるよう、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、住所の表示は、道路沿いの電柱に広告付き表示看板としてよく見かけます。交通安全施設であるカーブミラーの柱や金具等に住所の表示板等を設置した場合、カーブミラー１基ごとに表示する文字が異なることから、設置費用や維持管理面を考えますと現在のところ表示することは考えておりません。

次に（３）ですが、一戸一灯運動の考えは、夜間における個人宅への侵入盗や乗物盗を自ら未然に防止するため、門灯や玄関灯を点灯させる運動でございます。

一方、市の防犯対策の柱として、「まち」を明るくするため、防犯灯の設置事業を実施しているところでございます。防犯灯は、現在、地域からの要望により、市で設置しているところですが、市内の犯罪抑止を目的に、地域によって暗い地域と明るい地域との不公平さがないよう、設置基準により、市防犯組合役員の皆様の現地調査の結果、設置場所を決定しているところです。

また、個人宅前が暗いため、市の防犯灯の設置を希望する方が、窓口や電話で相談されますが、その際には、設置基準による公平性を保つため、一戸一灯運動の推進をしているところでございます。この運動は、皆さんの手で手軽に「自身や家族のための防犯」と「地域のための防犯」が実践でき、ご自身の住宅への侵入はもちろん、通行人に対する犯罪、車上狙い、自転車盗難などのさまざまな犯罪を防ぐことができると思われま

なお、２０ワット蛍光灯、１灯を夜間の１２時間点灯した場合、３０日間で７．２キロワットアワーの消費電力量となり、電気料金としましては、約１７０円の負担をしていただければ、「住民みんなで犯罪防止に取り組んでいる」ということを示し、犯罪抑止と犯罪者を近づけない、明るいまちづくりにつながりますので、皆様にご協力をお願いいたします。

次に（４）ですが、代表質問、日本共産党、右山正美議員に答弁したとおり、八街駅北側地区土地区画整理事業地内の公共核施設用地につきましては、文化的施設の施設建設が可能となる時期までの間、暫定的かつ有効的な土地利用が図れるよう、幅広い視点から、関係部課長間で協議を行っておりますが、その内容については、先に報告を受けたところであり、そこでは、市財源確保などの観点から、公募型プロポーザルの実施を含めた民間活用が望ましいとのことでありました。

私としましては、民間活用を否定するものではございませんが、市職員、特に若手職員の中にも、建設的な意見を持っている者がいると思われま

今後、これらの意見を取りまとめた上で、民間活用も含め、何がよりよい暫定的かつ有効的な土地利用か、検討したいと考えております。

○桜田秀雄君

それでは、自席の方から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目ですが、廃止になった事業1件、これで約1千350万円。新規事業が15件、1億円ちょっと、こういうことでございましたけれども、財政が大変厳しい状況の中で、新規事業15件起こされたら、これについては感謝をしたいと思います。

ご存じのように、水道事業ですけれども、水道事業については、経常収支比率が100パーセントを超えてしまったと。現在103パーセントだと承知をしておりますけれども、新規事業はストップをせざるを得ない、こういう状況にあります。

また、一般会計の経常収支比率も昨年度で95パーセント、こういうことで、大変、市民の皆様のさまざまな要望に応えることが困難になりつつあると、こういう状況であろうと思います。

今、私の手元に、連日、手厳しい市民の皆さんのファクスや封書が寄せられています。ここに一部持ってまいりましたけれども、この中で、例えば1件だけ読ませてもらいますけれども、給料・報酬、これは市民の血税です。市民は収入が減り、商店街は売り上げが激減している。それなのに、一生懸命税金を納めようと努力しています。ぜひ、議会の皆さん、あるいは職員の皆さん、給料を減らしてください。こういう手厳しい内容もありますけれども、大変、市民の皆さん、長引く経済不況の中で、厳しい環境の中にあるのかなと、こういうふうに思っております。

財政が破たんをすれば、まず、真っ先に、今ここにいる皆さんを含めて、職員の皆さん方の人員整理、あるいは給料の切り下げ、これが行われることになります。ぜひ、皆さん、安定した皆さんの生活を守る上でも、市長を中心にいたしまして、職員力というか職員の力が発揮できるように、例えば先日の質問の中でも、職員の提案制度、これは昨年も一昨年もゼロであったと、こういう報告をされておりますけれども、ぜひ、新市長を中心にいたしまして、こうした体制づくりを作っていただきたいと、これをまず冒頭をお願いしておきます。

まず、私事になりますけれども、今年の市長公約というか、この一文の中にタウンミーティング、こういうのが入っておりました。

また、市民提案制度、これも入っておりました。タウンミーティングというのは、ご存じのように市民との対話集会、これをやっつけよう。また、市民提案制度の創設というのは、市民の皆さんから提案をしていただき、その作業をし、有効なものについては、その費用対効果に合わせて、市民税を免税しようと、こういう提案の内容でございました。

市長、市民の皆様の中に飛び込んでいって、説明責任をきちっと果たされて、そして市民の声を市政に活かされますよう、お勧めをしたいなど、このように考えております。

それでは、自治基本条例と市民参画協働条例、これは内容的には、今、市長が言われたように、大変似ているものでございます。

八街市は第2次基本計画の実施計画の中で、平成17年から調査・研究に入り、19年に制定する。こういう計画がございました。第1次基本計画は、平成17年から21年でございますけれども、この計画が、この事業に組み込まれたということは、市民参画協働条例の必要性、これは、それ以前にあったものと思いますけれども、これはいつ頃から、こういう話が庁舎内で出ているのか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありませんけれども、その辺のいつ頃からということについては、承知はしておりません。

○桜田秀雄君

お隣の佐倉市では、佐倉市市民協働条例の推進に関する条例ということで、平成15年頃に必要性を感じて、平成16年に市民アンケートをスタートにいたしまして、平成18年の9月議会で制定をされました。昨年、先ほど市長のお話がありましたけれども、市民参画に関する講演会が本市でも行われました。この中で、参加されていたご婦人から、八街はすべてに関して、周辺の町に比べ10年遅れている。こういう発言がありましたけれども、多分総務部長も参加をしていたと思いますので、ご存じだと思います。

私たち議会も二元代表制、こういう原点に戻ろうということで、市長の設置する審議会等には参加しない。こういうことを検討させていただきました。やはり、この問題も、例えば四街道市は、平成12年に決めていると思いますので、約10年ちょうど遅れていると、こういう状況でありまして、私は議会関係者としても大変反省をしなければいけない、このように考えております。

どうも、八街市はこうした面で、テンポが遅い、こういうふうに思うんですけれども、その辺の要因については、どのように分析されているか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃっていることの根拠となるものについて、十分理解ができていない中での答弁になりますけれども、物によっては進んでいるもの、遅れているもの、そういったものは、どの自治体にもあろうかというふうに思います。何が原因でということになると、その辺は、そのときに抱えている自治体の課題等があろうかと思っておりますので、一概に、こういった理由で遅れているということについては、言えないものだというふうには感じております。

○桜田秀雄君

先ほどもお話をさせてもらいました。また、昨日、川上議員の質問の中で、職員の提案制度、また、市民とつくる街づくりについてお話がございました。私は、情報公開、市民参加、提案、これを政治信条にしておりまして、ですから、笹引に野馬捕込公園、これができました。これが史跡に指定されました。地域の皆さんに、この公園の中の掃除は、その周りの皆さんでやっつけよう、ということで、皆さんに呼びかけまして、清掃サポータークラブを立ち上げて、今、年4回、1回20名から30名ぐらい参加していただいております。

昨日、総務部長の答弁の中で、市民との協働、あるいは市民参加について、体制が整って

いない面もあるかなと、こういう話もございました。自治基本条例、あるいは議会からいえば議会基本条例、そして、今、原因になっております市民参画協働条例、これはお互いに、その責任と役割を認識しながら、一定のシステムのもとで、住みよい街づくりを進めていこうと、こういう指針だと、私は考えています。ぜひ、スピード感を持った行政運営をお願いしたいと、このように考えております。

次に、道路問題に移らせていただきます。

市内に住んでおりますと、県民税、市民税、あるいは各種の納税義務がございます。一方、人が生きていく上で、必要不可欠なものに電気、ガス、上下水道などのライフラインがございます。電気については、電気事業法第18条で、ガスについては、ガス事業法第16条で、その認可された地域内で、供給義務を負っております。しかし、水道法、あるいは下水道については、これは何と云っていいのかわかりませんが、努力義務、その程度に抑えられています。道路については、建築基準法上のそれもありますけれども、特に私道、これについては何ら法的な裏付けはございません。

八街は、昭和40年から50年、この時代に作られたミニ団地が大変多いと思うんですけども、今、未舗装のこうした団地、市内に何カ所ぐらいあるか。その辺、把握されていれば、お尋ねをしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

私有地の舗装の状況につきましては、把握はしてございません。

○桜田秀雄君

八街市は、現在、こうした私道の団地に対して、砂利などを提供するにとどまっております。先ほど、この問題について、その条例を作る考えは、今のところありませんと、こういう答弁でございましたけれども、私道団地の住民の生活環境を整備することを目的にして、舗装に助成金、これを出している自治体は、八街の周辺であるかどうか。

○建設部長（糸久博之君）

近隣で、その状況については把握はしてございません。

○桜田秀雄君

大変残念というか、例えばお隣の佐倉市でございますけれども、昭和50年に佐倉市私道舗装助成交付基金、こういうものを作られています。今から36、37年前。こういうことになろうかと思えます。内容的には、5件以上の団地について、一定の要件のもとで、工事費の50パーセントを助成しています。

本市は都市計画も未線引き、こうした状況の中で、大変、乱開発が進みまして、ミニ団地も多うございます。

また、これらの団地というのは、ほとんど郊外に集中しておりまして、上下水道、こうした公共都市施設の恩恵もない地域でございます。

ぜひ、こうした住民の皆さんに夢と希望を与えてほしい。こういう観点から、市長、再度お伺いしますが、私道舗装の半額補助制度、ぜひ、創設をお願いしたい、このように

思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたとおり、現在のところは考えておりません。

○桜田秀雄君

大変残念でございますけれども、ぜひ、今後、この問題についてご検討を願っていただき、今、道路・排水、こうしたミニ団地は大変厳しい環境にあります。そういうのが市政に対する不満にもつながっていると思いますので、ご検討願いたいと思います。

次に、待避所問題、「ゆずり合いゾーン」と、私は命名をしておりますけれども、狭隘道路というのは、これは法律上の定義はないと思うんですが、建築基準法第42条2項の道路幅員4メートル未満の道路で、いわゆる、みなし道路、こういうものだと思っております。

本市の市道に占める狭隘道路の割合、これはどのくらいあるか、わかりますか。

○建設部長（糸久博之君）

全長で500キロメートルぐらいあるわけですが、そのうちの狭隘道路ということでございまして、例えば4メートル以下ということだと思いますが、今現在、その割合の数字については、申し訳ないですが、把握してございません。

○桜田秀雄君

こうしたデータというものをやはり持っていないと、なかなか道路行政は前に進まないのかなと、こんな思いをするんですけれども、待避所、今、何カ所かに見えております。正式な待避所、これは六区のゴルフ場、この脇に1カ所、看板も立っています。待避所という、八街市という名前が入った。そこは、約2メートルほどとって、約19メートル、これをとっておりますけれども、これまで、市内からそういう要望というのが上がっていないのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

何カ所か要望がございまして、その中で用地確保ができたところについては、整備しているということでございます。

○桜田秀雄君

具体的な事例で申し訳ないんですが、市道五区10号線、先ほど市長の答弁の中で検討していくと、こういう話がありました。ここは、地権者が毎日、家の前でトラブルが起これると。本当に見るに見かねて、そこに植えてあったお茶を、約1.5メートルバックさせて、今、皆さんに便宜上使っていただいておりますと、こういう状況なんですね。地権者も、ぜひ、市には協力をしたいと、こういう考えを持っておりますので、ぜひ、前向きに検討させていただいて、解決に導いていただきたいと、このように思います。

また、進入路に関しては、確かにあそこは車が少ないと思うんですけれども、意外と榎戸地区から文違の大型店舗に買い物に行く人たちの買い物道路なんです。僕も年に4、5回はあそこを通りますけれども、一番低い部分は、田んぼの中ですから、道は狭いと。今、路肩が崩れておまして、もう一步崩れれば、もう普通車は通れないんじゃないかなと、こん

な道路でございますので、ぜひとも、把握はされていると思うんですけども、ご検討願いたいと、このように思います。

次に、人に優しい街づくり、ぶらんみなみについてお尋ねをいたします。

先ほども市長答弁の中にもありましたけれども、現在は宝くじ、これだけが残っています。今、市長の話の中には、いわゆるガードマンの防犯パトロール、これの休憩所になっていると、そういう話をしましたけれども、ここの担当者といろいろお話しする機会がありまして、聞くんですけども、有効利用ということで、市から借りているから、そば屋をやったり、喫茶店をやったり、何かやりたいんだけど、やはり商店街で借りている関係で、同一職種の事業というのは起こせないんだと、こういうふうに言っておられます。

また、場所的にも、そんなに広い面積がございませんので、なかなか利用価値がないのかなど、こんなふう思うんですね。

八街市には、ここに副市長さんもおられます。また、総務課には安全安心担当官、これと防犯のプロというか、そういう方もおられますから、ぜひ、防犯指導員、こういうのを育成されまして、また、八街には、そうした規則もございませんけれども、そうした防犯規則などを整備されまして、そうした皆さんに、例えば制服・制帽は貸し与えるとか、あるいは、あそこに、今、八街市にあるミニ青パト、これを拠点にして動かすとか、そういうことになると、大変、南側の防犯上、抑止力につながるんじゃないかと、こんなふう思うんですけども、その辺、副市長、いかがでしょうか。

○副市長（高橋一夫君）

お答えをさせていただきます。しかと承ったわけでございますけれども、近々、北側地区に警察官の詰めていただく交番ができます。そこには、毎日2名の警察官と、それから交番相談員1名が配置になるというふうになっておりますので、それができれば、南側商店街地区を含めた近辺の治安維持が十分果たせるのではないかなというふうに思っております。

それから、市の青パトの運用につきましては、これは貸出というわけにはいきませんので、市の職員が80名ほど、資格を持った者がおりますので、そういった者によって市内全域を対象とした防犯活動を展開してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○桜田秀雄君

私も毎日、夕方に2時間ぐらい、市役所の周りとか、地域をうろうろしているんですけども、ここを通ると、いつもミニパトが車庫の中に眠っているんですね。職員が退庁した後であれば、これはやむを得ないんでしょうけれども、しかし、あの車を動かすのは、やはり夕方以降が、一番抑止力につながると私は思うんですよ、日中よりも。そういう意味で、使い方、この辺も検討していただきたいなど、このように思います。

次に、安全安心、防犯一灯運動、この前の子ども議会で、この中で市長の方から話をちらっと聞きまして、大変いいことだなと、こういうふう思うんですけども、先ほど市長の答弁の中では、20ワットを30日間点灯すると、170円、電気料。こういう答弁がありました。これは蛍光灯ですか、白熱灯ですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この算定につきましては、一応、蛍光灯ということで考えて算定をしてあると思います。

○桜田秀雄君

私がインターネットで調べましたら、たしか60ワットの白熱灯、これを1時間点灯しますと、年間で電気料の2万8千908円。これをLED化すると6千23円、こういうデータが出ておまして、その差額、2万2千885円、こういうことになります。

市民の皆さんにお願いしようということであれば、今、市長が言われた内容でもよろしいのかなと思うんですけども、例えば環境、温暖化の関係も含まれますけれども、こうした協力者の家庭に、LED、こうしたランプを提供するとか、そういう方式というのは考えられないでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この運動の趣旨については、現況、門灯や玄関灯がついているお宅に協力をいただくということでございますので、新たに設置をしてもらうのではなくて、現況の活用を十分していただくことで、明るい街づくりに協力していただくということでございますので、今、ご提案のあったようなことについては、現行では考えにくいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

今、こういうものがございます。これは防犯アイテムとして、何とか開発できないかと、事業化できないかと、そういうことで、僕が中心というか、八街の愛友クラブというのがあるんですけども、その中で何とか事業化していこうと、今、みんなで話し合いをしているんですけども、こうした中にソーラーシステムを組み込んで、LED点灯方式を組み込んで、皆さんが協力できるお宅の玄関に置いてもらうと、大変効果が上がるんじゃないかなと、そんなことを考えておまして、これで質問を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日25日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時05分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

+